

アジア太平洋戦争韩国人犠牲者補償請求事件

訴 状

原告 朴七封 他三四名

被告 日 本 国

目 次

請求の趣旨

請求の原因

一、「日韓併合」と朝鮮民族に対する迫害

- 1 日本による朝鮮植民地支配の確立
- 2 日本の侵略戦争
- 3 「皇民化」政策の実施
- 4 強制連行
- 5 軍人
 - (一) 志願兵制度の実施
 - (二) 学徒に対する志願強制
 - (三) 徴兵制度の実施
- 6 軍属
 - (一) 国民徴用令の朝鮮人への適用
 - (二) 軍属の徴用
 - (三) 朝鮮人軍属徴用の動機・原因
 - (四) 軍属徴用政策の不当性
- 7 軍隊慰安婦
 - (一) 「女子挺身隊」
 - (二) 「女子挺身隊」という名の軍隊慰安婦
 - (三) 強姦と軍隊慰安婦政策
 - (四) 計画・狩り集め・輸送における国・軍の関与
 - (五) 管理における国・軍の関与

二、原告らの経歴

三、補償請求の理由

- 1 人道に対する罪
- 2 原状回復としての補償請求
- 3 軍人との関係から生ずる国の義務
- 4 軍属との関係から生ずる国の義務
- 5 信義則上の義務
- 6 条理上の義務

四、補償金額

五、本訴提起の契機

訴 状

当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件

訴訟物の価額 金七億円也

貼用印紙額

但し、訴訟救助申立中につき貼付せず

請 求 の 趣 旨

- 一、被告は原告らに対し、各金二千万円を支払え。
- 二、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決ならびに仮執行の宣言を求めらる。

請 求 の 原 因

一、「日韓併合」と朝鮮民族に対する迫害

1 日本による朝鮮植民地支配の確立

明治初期に征韓論をかかげ、朝鮮侵略の覇権を争って日清戦争(一八九四年—一八九五年)と日露戦争(一九〇四年—一九〇五年)に勝利をおさめた日本は、朝鮮半島から清国及びロシアの影響を排除し、一九〇五年一月一七日、「乙巳保護条約」によって朝鮮の外交権を奪い、朝鮮の内政を統制する「統監」をおくことによって事実上朝鮮を植民地とした。

そして、朝鮮民衆の抵抗を弾圧しながら一九一〇年八月二二日には、「日韓併合ニ関スル条約」より「韓国皇帝陛下」をして「韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与」せしめ、当時の大韓帝国を併合し、これにより朝鮮の植民地化を法的に完了した。

この日韓併合にともなって、日本は朝鮮人に対し、一方的に朝鮮人を「日本臣民」とするとともに、日本人と朝鮮人を区別し、差別するための措置として、日本戸籍法とは別個に朝鮮戸籍令を設けた。

韓国を併合した日本は朝鮮統治のため朝鮮総督府を設け、総督には天皇に直隷して朝鮮の政務及び軍務を統轄する絶大な権力を付与した。そして憲兵・警察官に、殺傷にいたるまでの八七項目にのぼる「即決権」と「強制執行権」を与える一方で、集会、結社のみならず朝鮮語新聞の刊行までも禁止して朝鮮人の言論、出版、結社の自由を奪い植民地支配に反対して立ち上がる朝鮮人民を弾圧、虐殺し、日本の植民地支配に無条件に服従することを強要した。

このような朝鮮の植民地支配のもと、日本は日韓併合直後から九年間にわたり「土地調査事業」「林野調査事業」と称して、田畑約一〇〇万町歩、山林一一八〇万町歩という広大な土地を農民の手から奪い、さらに、一九一八年の米騒動により現れた日本資本主義の構造的矛盾を解決し、日本の低米価、低賃金政策を維持するため一九二〇年から一五年間にわたり朝鮮において「産米増殖計画」を強制して米などの食糧を収奪した。そのため当時朝鮮の人口の八〇パーセントを占める農民大衆は常にひどい飢餓線上にあえぎ、土地や食

糧を奪われた農民たちは生きていくために小作人になったり、流浪化する者も多く、また故郷を離れ日本へ流入する者も増えていった。

2 日本の侵略戦争

一九二九年からはじまる世界恐慌が日本に波及すると、日本はそのたて直しの方法をアジア大陸侵略政策にもとめた。そのため対内的には、政治的自由の抑圧が厳しくなり、一九三二年の五・一五事件によって政党政治が終止符を打ち、政治に対する軍部の発言力が強くなり、ファッショ的体制がつくられていくとともに、対外的には日本は一九二二年九月に奉天郊外の柳条湖で鉄道爆破事件を起こし、それを中国軍によるものとして「満州」を武力占領し(満州事変)、さらに一九三二年上海侵入、一九三三年国際連盟脱退、一九三六年日独防共協定締結、一九三七年中国本土侵略(日中戦争)など、次々とアジア大陸への侵略を進めていった。

このような背景のなかで、朝鮮はアジアに対する日本侵略の兵站基地として位置づけられ、食糧はもちろん、地下資源を始めとする多くの軍需的工業資源がより大々的に掠奪されていった。そして、日中戦争の長期化、戦線の拡大化に伴い日本は朝鮮の物的資源のみならず、後述のようにその人的資源をも日本の侵略戦争の道具として、強制的に戦争に駆立てていった。

3 「皇民化」政策の実施

長期化、大規模化する戦争を遂行するには、兵員、軍用資材の巨大な供給を確保しなければならず、そのため日本は一九三八年に国家総動員法を制定し、「戦時…二際シ国防目的達成ノ為国ノ全カラ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」(同法第一条)体制をつくりあげ、この国家総動員体制のもと、他民族である朝鮮人を「日本臣民」として戦争に駆立てるための「皇民化」政策が強行された。

すなわち、一九三七年一〇月「我等ハ皇国臣民ナリ、忠誠以テ君国ニ報ゼン」といった「皇国臣民の誓詞」を制定し、子供に至る全ての朝鮮人にその斉唱を強制し、また「日本国旗掲揚」「宮城遥拝」「神社参拝」などを強要し、これらに従わない者を「不逞鮮入」として弾圧の対象とした。さらに一九三八年三月朝鮮教育令を改定し、朝鮮語教育を廃止して日本語の常用を強制する一方、一九三九年一月には、朝鮮人からその固有の姓氏を奪い日本式氏名を強要する「創氏改名」を断行した。

このような皇民化政策の実施により、日本は朝鮮人から名と民族を奪い、朝鮮人を日本の侵略戦争に駆立てるための精神的基盤を築こうとした。

4 強制連行

日中戦争が泥沼化・長期化し、その戦線が拡大するにつれて日本本土の戦時産業の労働力が兵力として動員されていったため、深刻な労働力の不足が生じ、それを解消するため

の手段として日本は朝鮮から労働力を強制的に動員した。

朝鮮における組織的・集団的な労働力の動員は一九三九年九月からはじまり、当初は「募集」方式によったが、「募集」とは名ばかりで募集人数を割当てられた面事務所やその地を管轄する駐在所にとっては、その募集人数を確保し、応募させなければならない義務が事実上課せられ、その結果、面庁・面事務所労務係、駐在所警察官らが一体となって、労働者を強制的に狩り集め、その後、厳重な逃亡防止の措置をして日本、樺太、そしてアジア全域に送り出した。すなわち、実質的には「募集」の名を借りた政府機関による強制連行にほかならなかった。

一九四一年二月八日、日中戦争からアジア太平洋戦争に拡大したことに伴い、【募集】方式では、日本本土の深刻な労働力不足を補うことが困難となり、朝鮮人労働者の連行をより組織的・強制的なものにするため、一九四二年二月より「官斡旋」方式による動員を行い、さらに、一九四四年九月には国民徴用令を軍用員のみならず広汎に適用して朝鮮人労働力を根こそぎ動員していった。

5 軍人

(一) 志願兵制度の実施

日本が植民地朝鮮において初めて徴兵制を実施したのは、敗戦まぎわに追い詰められた一九四四年のことであった。

日本の統治者たちが、併合以来長い間、徴兵制の実施をためらっていたのは、民族的不信感のためである。朝鮮人という他民族を日本軍の構成員とし、武器を委ねることによって、軍隊内での反乱、敵軍との通謀があるのではないかという憂慮は、当局者によって常々表明されていた。ことに、戦場という極限状況のなかで生死をともしなければならぬ軍当局者、日本人将兵の不安と焦燥には測り知れないものがあつた。しかも、そうした憂慮の感情は、太平洋戦争に突入し、戦局が不利になって行くにつれ、ますます強いものとなった。

日本の軍隊は、単なる戦闘遂行の組織ではなかった。それは、天皇を頂点とする専制的支配に進んで服従するイデオロギーを絶対服従の環境のなかで注入し、完成する場(皇軍)であつて、日本国民は、徴兵によって国家の役に立つ人材とそうでないものに識別されたあと、軍隊内、とくに内務班での不合理ないやがらせ、暴行を受けつつ、権力ある者の不合理な命令に服従する精神を徹底的に叩き込まれ、天皇に対する忠誠を誓うのであつた。

このような特殊なイデオロギーを絶対のものとする日本軍に、独自の文化と民族的自我をもつ朝鮮人を編入するのは、容易なことではなかったのである。日本の統治者らは、朝鮮人の文化を破壊し、民族性を抹殺する諸政策を成功裡に展開することによってはじめて、日本軍のイデオロギー的特質を変化させることなく、植民地の人的資源によって兵力を増強させることができると考えたのである。

にもかかわらず、一九三七年日中戦争の開始によって、戦争の遂行に必要な兵員を確保

するためには、朝鮮への徴兵制の施行は必須の課題となった。

また、「今次征戦を大和民族のみの犠牲において行なふことは適当ならず、大和民族のみが戦死し、朝鮮民族が残るときは、その旺盛なる繁殖力と相俟って、将来由々しき問題を引き起こすべし」という意見も強硬に唱えられた(山崎正男「陸軍軍制史梗概」九〇七頁)。

こうして、盧溝橋事件の直前である一九三七年七月二日、朝鮮軍(朝鮮に駐留する日本軍)は、陸軍省の諮問に答えて、朝鮮の兵役問題解決のための試験的制度として「朝鮮人壮丁を志願により現役に服せしむるの制度」を創設することを進言している(朝鮮軍司令部・極秘「朝鮮人志願兵制度に関する意見」)。そして、徴兵制の実施は数十年後に想定しつつ、一九三八年四月三日、「陸軍特別志願兵令」の施行によって、志願兵制度が実施された。

陸軍特別志願兵制度(以下、「志願兵制度」という。)は、当初、「普通以上の生計を営み」「思想堅固」な者(朝鮮総督府「朝鮮人志願兵制度実施要綱」)、すなわち日本の支配に好意的な中流以上の階層から志願者を集め、皇国臣民としての教育、訓練を施し、兵力として確保するとともに、皇民化運動(朝鮮人の民族性を抹殺し、すすんで天皇に忠誠を誓う日本国民とする官主導の運動、諸施策)の牽引力とする計画であった。

しかし、実際の実施過程においては、そのような中流以上の階層は志願を拒む者が多かった。しかも、朝鮮総督府は、各道別の志願者数を公表するなどして採用予定者数の数十倍の志願者数を確保しようとし、各道、郡は、下位の面に対して志願者数を割り当てるなどしたため、志願者の確保は、強制的なものとなった。

「萬一にも之が失敗に終わる如き結果を見んか、それは半島将来の由々しき大問題」(朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所教授海田要大佐)という危機意識のなかで、志願者数は「愛国熱のバロメーター」として理解され、末端の行政組織である面においては、学校卒業者を脅迫したり、父親を拘留するなど家族に圧力をかけたり、名前だけ貸すようにと騙して志願させたりといった方法で、志願という名の事実上の強制が行なわれた。

また、陸軍省当局者も、強圧によってやむなく志願した者が多いことを熟知していた(「陸軍省諸会議記録」、昭和一六年四月一六日局長会議)。

こうして、実際に志願し、採用されたものは、大部分が小作人などの貧困者であり、志願兵制度は、イデオロギーの大々的な宣伝と、貧困者からの強制的な兵員の確保という結果に終わった。

(二) 学徒に対する志願強制

一九四三年、日本人学徒に対して、それまでの徴兵猶予を廃止して、徴兵検査を行ない、法文系学生は、直ちに徴集して入営させることとなった。いわゆる「学徒出陣」である。

これと並行して、朝鮮人学徒に対しては、まだ徴兵制は実施されていなかったが、志願兵への志願強制という方法によって、事実上の徴兵が行なわれた。しかも、内地に留学している朝鮮人学生だけが、個人的事情のいかんを問わず強制の対象となって志願に駆り立てられたのであって、この措置は、日本人学生との均衡を図るというよりは、一種の見せしめであった。また、他面においてこの措置は、かつて三・一独立運動(一九一九年)の指

導的役割を果たして以来、常に日本の権力に対抗して独立運動家、民族運動家等を輩出してきた在日朝鮮人学生に打撃を与えるという治安の意味も持っていた。一九四三年一〇月二〇日、陸軍特別志願兵臨時採用規則が公布・施行され、同日から同年十一月二〇日までが志願書類提出期間とされ、同年一二月に採用検査を受け、現役兵として一九四四年一月二〇日入営することと定められた。当初、日本当局は、親類縁者を通じて圧力をかけて志願させようとしたが、志願する者は少なく、一九四三年十一月一〇日までに、適格者二八三〇名のうち志願者は二〇〇名に満たない状態であった。

そこで、同日、小磯朝鮮総督が、ひとりの例外もなく志願せよとの声明を発表し、十一月四日には明治大学で「半島学生決起大会」を開いて志願を当然とする雰囲気醸成し、各道各郡ごとに出身学生が全員志願したかどうかを問題にして、「開城出身者は全員志願」などといった記事が新聞に発表された。さらに、愈鎮午、李光洙などの朝鮮人知識人をも動員して志願督励のキャンペーンが行なわれ、「狐疑逡巡は絶対に不可」などの文字が新聞紙面に踊り、十一月九日には、ついに「志願せざれば非国民」との主張が「毎日新報」第一面に掲載された。十一月二日には、志願しなかった者は「厳格錬成」して全員を炭鉱などの強制労働に徴用する決定がなされた。

こうして、朝鮮人学生らは、志願しなければ徴用され、家族の商売や事業にも困難が生ずることとなり、志願せざるをえない状況におかれた。期限を過ぎてから志願書類を提出した者を含めて、最終的な志願者数は、適格者二八三〇名中二〇三四名に達した、

(三) 徴兵制度の実施

一九四一年、太平洋戦争の開始と戦線の拡大によって、日本の統治者らが予想していなかった大規模な兵員の確保が必要となった。しかも、戦争の拡大は、軍需工業を中心とする労働力の必要性をも増加させたから、軍当局者は、戦線に送る兵力は可能なかぎり縮小してでも銃後の生産力増強や「人的国力」の再生産に振り向けざるをえない状況であった。

こうして、日本民族の損耗を最大限に回避しつつ「外地民族を兵力として活用するは……焦眉の急務」(陸軍省兵備課「大東亜戦争に伴ふ我が人的国力の検討」昭和一七年一月二〇日)となった。そこで、朝鮮に対しても、従来の志願兵の制度を廃止し、一九四四年から徴兵制を実施して、一挙に多数の朝鮮人兵士を確保することとなった。

内閣は、一九四二年五月八日の閣議で、朝鮮への一九四四年徴兵制施行を決定した。これは、「兵役法改正案」として帝国議会の承認を受け、一九四三年八月一日施行された。

朝鮮総督府は、二年後の徴兵制実施までに、何が何でも朝鮮の青年を皇国臣民としてたたて上げなければならないこととなり、各面に青年特別錬成所を設立して強制的に徴兵予定軍令者を巣め、日本語、軍事教練、皇民精神教育を中心とする訓練を施すなどした。

第一回徴兵検査は、一九四四年四月一日から八月二〇日まで行なわれ、受験者総数は二〇万六〇五七人であった。現役兵採用者は、同年九月一日から一九四五年五月までに入営し、順次戦場など朝鮮外の部隊に配属された。第一補充兵採用者も、これと平行して入営、配属されている。甲種合格者約六万九〇〇〇人、第一乙種約六万二〇〇〇人、合計約二二

万人で、現役兵と第一補充兵を合わせた数もほぼこれと同じと推定される。(朝鮮総督府作成「第八五回帝国議会説明資料、財務局長用」昭和一九年八月、による。)

なお、在満朝鮮人の徴兵検査は、関東軍によって行なわれ、約一万三〇〇〇人が受験した。

第二回徴兵検査は、一九四五年一月から五月にかけて実施された。

しかしながら、一年、六ヵ月などの期間、陸軍兵志願者訓練所での訓練を受けた志願兵の場合とは異なり、徴兵制度の場合には、急激に兵員として確保されたため、日本語の能力が十分でないものも多く、入営後、転属輸送中などに逃亡する者が相次いだ。朝鮮総督府、日本軍の当局者たちは、戦局が不利に展開するにしたがって、「何時暴動化するやうな事がないとも限」らない(朝鮮総督小磯国昭「葛山鴻爪」七七二頁)、英米と通じて戦地で反乱を起こすのではないか(「機密作戦日誌」昭租二〇年七月三〇日、第一七方面軍)、などと危惧の念を深くしていた。

また、そのような危機感を感じれば感じるほど、朝鮮人の日本人化がまだ十分でないとして、いっそう民族性の抹殺を徹底するようになり、兵営内での差別も深刻化した。

日本の統治者らは、あたかも恐怖に追い掛けられるようにして、朝鮮人を日本人以上に皇民化しようとしたのであった。

6 軍属

(一) 国民徴用令の朝鮮への適用

一九三七年、日本は日中戦争を勃発させて戦線を拡大させていったが、中国との全面的な戦争の遂行を可能にする軍事工業力の確保と、日本軍の戦闘を可能にする物資生産、運搬、軍事施設建設等の労働力の確保は十分でなかったため、将来の戦争の展開を予想すれば、内地の人力、物資のみならず、植民地の人的物的資源を全面的に日本国家の統制の下におき、日本の「兵站基地」として編成がえしていかざるをえなかった。

こうして、一九三八年五月、国家総動員法が朝鮮に適用され、これに基づいて一九三九年一〇月には国民徴用令が施行されて、労働力の強制的な徴用が法的枠組みとしても完備されることになった。

日韓併合以来、日本は、植民地朝鮮に対して近代的な工業力の発展を阻止する政策をとっていた。併合以前の朝鮮では、綿織物などの軽工業を中心とするマニュファクチャーや、近代的工業資本の萌芽が発達してきており、併合前後の時期を通じて、日本からの商業資本、手工業の進出に圧迫されながらも、民族主義者等の奨励の下に、軽工業を中心とする民族資本が成長しつつあった。ところが、一九一〇年一〇月、朝鮮総督府は、「会社令」を制定し、会社の設立を総督の許可にかからしめた。、「会社令」施行の結果、朝鮮人会社と日本人会社の比率(資本金合計)は、一九一一年には、約一対一・五であったが、一九二〇年には約一対一五・五と、差が拡大している(「朝鮮の商工業」一九二四年、による)。

他方、「産米増殖計画」など一九二〇年代以来の収奪的な農業政策の展開は、一部では水

利設備の改良等の成果を残したものの、全体として生産量はふえず、内地への移出量のみを増加させたから、朝鮮農村は、飢餓的疲弊の状態におかれ、度重なる凶作・飢饉に対しても抵抗力がなく、一九三〇年代には慢性的な農業恐慌の状態にあった。

農村の疲弊に伴って、おびただしい数の農民が土地を奪われ、農業労働者に転落し、あるいは、農村から流出した。

しかし、かれらは、それまで民族的工業資本の発展が抑圧されていたために工業労働力として必要な教育・訓練を経ていない状態であり、もっぱら農村労働に適した身体と行動様式を持っていた。したがって、日本が、国家権力によってこれらの労働力を統制し、日本の工業資本を進出させて朝鮮を「兵站基地」化しようとしても、かれらを通常の工場労働者として誘致するのは困難であり、労働者の勤労意欲や創意工夫に基づく生産は期待できなかった。まして、熟練工の数は極めて限られていた。

それでも、日本は日中戦争をますます拡大させて行き、一九四一年には、アメリカ、英国等をも敵として全面的なアジア太平洋戦争に突入していったため、朝鮮の「兵站基地」化は、いわば至上命令であった。そこで、このような必要性からも、日本は、朝鮮の労働力を強制的に徴発・徴用し、奴隷的境遇と監督の下で強制労働に服させたのである。

(二) 軍属の徴用

軍属については、一九四一年以来、国民徴用令に基づいて、法的形式としての徴用が行なわれた。また、民間企業や炭鉱への強制連行と同様の、「直接募集方式」「官斡旋」による事実上の徴用もあった。いずれにしろ、その労働者確保の実態は、民間労働者の強制連行と、なんら異ならない暴力的なものであった。

「第八六回帝国議会説明資料」によれば、一九四四年九月末まで八万八二四一名の朝鮮人軍要員が動員され、そのうち、国民徴用令の適用による者は三万一七八三名であったとされる。これらの中では、一九四一年以降海軍の要求に基づいて南方の土木作業に送り出された海軍作業愛国団員三万二二四八名、陸軍の要求による俘虜監視要員三三二三名などが目立っており、その派遣地域も内地、満州、中国、南洋等広域にわたっていた。

しかし、朝鮮人軍要員の動員は、一九四四年秋以降さらに増大した。戦後、厚生省第二復員局が集計した数字によれば、一九四一年以来の動員数は、陸軍七万〇四二四名、海軍八万四四八三名、合計一五万四九〇七名に達しているが（「在日本朝鮮人の概況」一九五三年）、本訴訟で明らかになるように当局による生死確認、名簿管理に不備が存することを考えあわせると、右の集計にも多くの脱漏があるものと推定されるから、実数はより多いものと言わなければならない。

なお、一九四四年には、慶尚北道一帯から約三七〇〇名の労働者が狩りだされ、沖縄へ軍夫として送られた。

一九四三年一〇月の「労務強化対策要綱」に基づいて、一九四四年九月から、朝鮮内の国民徴用令の全面的発動が行われ、国民徴用令適用による徴用は軍要員のみならず、民間への連行にまで拡大された。

軍属とは、軍人以外で本入の意思により職業として陸海軍に勤務する者をいう。軍属には、文官、雇員、傭人の三階級がある。傭人は、就業の場所と仕事の種類によって、「軍夫」〔沖縄等〕、「工員」(南洋諸島等)などの名称で呼ばれる場合もあった。朝鮮人が、日中戦争、太平洋戦争期に徴用・徴発によって軍属となった場合、大部分は傭人であり、東南アジアの捕虜監視員の一部などが雇員となったに止まる。

(三) 朝鮮人軍属徴用の動機・原因

もともと、日本の軍隊は、戦闘員以外の後方兵站部門の発達が著しく遅れていた。

陸軍の作戦兵力に対する、兵站部隊の兵力比は、一九四一年に二五パーセントであったのが、一九四四年には二〇パーセント、一九四五年には本土二五パーセント、その他二〇～二一パーセントと、かえって兵站部隊の比重が低下している(「支那事变大東亜戦争間動員概史」)。輜重隊には著しく軽い比重しかおかれていなかったし、陸軍は炊事場の導入を一貫して拒否し、各自が携行する飯盆による炊事に依存し続けた。戦場等の派遣地で軍隊の必要とする物資は、大部分が現地調達に委ねられており、軍票の濫発や、現地民家からの徴発・掠奪が日常的に行なわれたため、日本軍に占領された地域の住民に、おびただしい被害を残した。

海軍の場合には、もともと陸軍工兵隊にあたるような正式な軍隊組織がなく、戦場や占領地では、各艦隊ごとに設営隊を組織し、数万に達する朝鮮人、台湾人の労務者を主力として、基地、港湾、飛行場などの施設建設、現地の治安警備などを確保していた(戦史叢書「海軍設備」二二〇頁)。海軍設営隊は、一九四四箇二月以降はじめて軍隊化され、多数の軍属を配した軍隊として組織されている。

たしかに、当時朝鮮人の労働力は、工業労働力としては熟練度が低く、また、日本人のように天皇を頂点とする体制に身を捧げるといふ心情が乏しく、民族的自立心が旺盛であったから、軍隊のなかに抱え込んでも、指揮命令に従わせることが容易でないばかりか、反乱の可能性さえあると日本の統治者たちは考えていた。にもかかわらず、このように多数の朝鮮人を軍属として軍隊組織のなかに抱え込まざるをえなかった理由としては、第一に、太平洋戦争の拡大とアジア各地での抵抗による戦局の泥沼化によって、内地の日本人青壮年労働力を兵員として送り出さざるをえず、労働力不足が深刻になっている内地からこれ以上労働力を確保することは難しかったことが挙げられよう。

しかし、第二に、戦場や占領地での施設建設などの労働は、敵軍の攻撃や現地人の抵抗にさらされるため、極めて危険が多く、民間人の労働力によっては遂行し得ない部門であった。本来、近代軍隊においては、そのような部門は施設建設のための兵員によって遂行されなければならないのであるが、日本軍はこの部門が貧弱であったために、軍属という、戦闘員としての訓練を経たおらず武器も持たない要員によって遂行せざるをえず、結局そのような危険な部門は、いわば使い棄てにすることのできる朝鮮人、台湾人の労働力によって、強制労働の方法で確保されたのである。

一九四五年春の硫黄島のように、軍属が、兵士とともに戦闘に参加させられた例もある。

なお、一九四二年には、約三〇〇〇人の朝鮮人青年が徴用されて、タイ、シンガポール、ジャワ等に俘虜監視員として派遣され、日本軍による国際法違反の捕虜虐待、強制労働を現場で実施する要員として使役された。いわば、日本人軍人らは自分の手を汚さずに、「二級国民」たる朝鮮人軍属を手足として、かかる国際犯罪を実行したのである。朝鮮入軍属は、日本の敗戦後、連合軍将兵や抑留された住民の怨嗟の矢面に立つことになり、抑留されて報復的待遇を受け、一部は戦犯として処刑された。

日本は、朝鮮人捕虜監視員に対して戦時国際法を無視した誤った教育を行ない、また、故郷から引きはなして占領地に送り込み絶対的強制下に置くことによって、かかる残虐行為の現場に立ち会わせたのである。

(四)、軍属徴用政策の不当性

このように、日中戦争、太平洋戦争の時期に、多数の朝鮮人が軍属として強制的に（あるいは欺罔によって）戦場へ送られ、人間性を維持しがたい劣悪な衣食住労働環境の下で強制労働に服させられ、丸腰のまま敵襲にさらされて死亡し、あるいは生涯残る障害を負うに至ったことは、日本の政策の必然的帰結である。

たしかに、朝鮮人軍属らは、国民徴用令という法的枠組みの下に、一応合法的に徴用され、軍属雇用契約に基づいて労務に服したのであるが、その過程での、雇主である国側のおびただしい契約違反、不法行為もさることながら、全体的に見れば国際法上禁止された奴隷的強制労働であり、そうした政策遂行の全体によって、朝鮮人各家庭の必須の労働力を奪い、他の「皇民化」諸政策とあいまって朝鮮人の文化的基盤を破壊し、その民族性を抹殺しようとした。

日本は、無謀な戦争を遂行するために、朝鮮人を、いわば戦場での使い棄ての労働力として狩りだし、犠牲を強いたのである。

7 軍隊慰安婦

(一)「女子挺身隊」

日中戦争が全面戦争に拡大した後の一九三七年八月二四日、国は、「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定した。この国民精神総動員運動によって、女性の活動が奨励され、戦争への女性の動員が促進されることとなった。

一九四一年十一月、国民勤労報国協力令により一四年以上二五年未満の女子に一年につき三〇日以内の国民勤労報国隊による協力をさせることができるようになった（一九四三年六月、「三〇日」は「六〇日」に、一九四四年十一月、「二五年未満」は「四〇年未満」に改定された）。

一九四一年八月、国民徴用令第二次改定によって、女性の徴用は法的に可能となったが、強制的な性格を持つ女性の徴用は回避され、自主的参加という建前で女性の勤労働員が実施されていた。

一九四三年九月に、一七の職種について男子の就業が制限または禁止され、女性が就業

するようになり、これと並行して政府は「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」を決定し、「女子勤労働挺身隊」を自主的に編成させて、女性の根こそぎ動員を図った。挺身隊は、一年ないし二年の長期にわたる動員であった。

一九四四年八月、女子挺身勤労働令が、公布され、一年間の挺身勤労働を法律的に強制できるようになった。

朝鮮人女性については、国民登録がされていなかった関係で、原則として、法律的な強制力を持つ徴用は行われなかったが、官斡旋という強制力で動員が行われた。

(二)「女子挺身隊」という名の軍隊慰安婦

現在の韓国では、一般に「挺身隊」とは、軍隊慰安婦を指す。植民地朝鮮においても、軍需工場等に動員される「女子勤労働挺身隊」が存在したが、「挺身隊」の名の下に軍隊慰安婦の狩り集めが行われたことから、「挺身隊」すなわち軍隊慰安婦との現在の韓国における認識を生じたのである。このことは、朝鮮人女性の間としての尊厳を踏み躪った軍隊慰安婦政策が、国家総動員、勤労働報国、挺身勤労働を大義名分にして国家によって組織的に行われたことを物語っている。

右に述べたように軍隊慰安婦の狩り集めは、最も苛烈を極めた時期は、「女子挺身隊」、「女子愛国奉仕隊」等の名の下に行われたが、「挺身隊」の名を持たない以前から、朝鮮における軍隊慰安婦の狩り集めは、始まっていた。

一九一〇年代から朝鮮人女性を日本に売り飛ばし、売春をさせることが日常的に行われていたことを背景として、軍隊慰安婦は、一九三八年ころから、国、軍の関与の下で組織的に、狩り集められ、管理されるようになった。その数は、一〇万から二〇万人ともいわれ、その八割が朝鮮人女性であった。

軍は、遊廓の主人を利用して、戦線で営業させたが、戦線が拡大すると、その数が不足した。日本人女性は、銃後の大和撫子であり、出征兵士の家族や親族であって、軍隊慰安婦として狩り集めたりすれば、皇軍兵士の士気に影響する。そのため、軍は、朝鮮人女性を軍隊慰安婦として積極的に狩り集めたのである。

すでに述べたように、朝鮮人男性が根こそぎ動員されるのと並行して、「朝鮮人女子挺身隊」、「女子愛国奉仕隊」等の名で、朝鮮人女性が集団的、暴力的、組織的に軍隊慰安婦として狩り集められていったのである。

(三) 強姦と軍隊慰安婦政策

日本軍の侵略地民衆に対する行為は、暴虐を極め、日本軍兵士が、戦線各地で強姦、殺人を繰り返したのは、まさしく歴史的事実である。

(1) 上海事変

満州侵略後の一九三二年一月、日本軍は、満州から列国の目を逸らすため、上海で、陰謀により居留民右翼分子と中国官憲を衝突させ、同月二八日、日本軍と中国軍との間で戦闘が開始された。

この上海事変に際して、兵士による強姦事件が多発し、岡村寧次中将は、長崎県知事に

軍隊慰安婦の招致を要請した。

後の岡村中将の記録には、「昔の戦役時代には慰安婦などはなかったものである。かく申す私は、恥ずかしながら慰安婦案の創設者である。昭和七年の上海事変のとき、二、三の強姦が発生したので、派遣軍参謀副長であった私は、同地海軍に倣い、長崎県知事に要請して慰安婦団を招き、その後まったく強姦罪がやんだので喜んだものである。現在の各兵団はほとんどみな慰安婦団を随行し、兵站の一分隊となっている有様である。第六師団の如きは慰安婦団を同行しながら、強姦罪は跡を絶たない有様である。」とある(稲葉正夫編「岡村寧次大将資料」)。

(2) 南京大虐殺

一九三七年七月七日、盧溝橋事件に始まる日本と中国の全面戦争により、日本は長期戦の泥沼にのめりこみ、同年一二月一三日、南京を占領した。

南京への進撃の間にも、南京攻略とその後の数週間の間にも、日本軍は大量の捕虜を不法に殺害し、さらに多数の一般民衆に対し強姦、殺人などの残虐行為を重ねた。

泥沼化する戦線の中でこのような暴虐な軍隊を管理するため、すなわち、暴走予防、強姦予防、性病予防のため、本格的に軍隊慰安婦政策がとられることとなったのである。

(四) 計画・狩り集め・輸送における国・軍の関与

軍は、必要な人数を割り出し、面事務所等を利用して、暴力を使い、あるいは軍人の世話をする等欺罔して、十代後半から二十代前半の朝鮮人女性を狩り集め、輸送した。朝鮮総督府は、これに積極的に協力した。

(1) 元海軍中佐の重村實氏によれば、一九四二年五月、海軍省軍務局長・兵備局長から南西方面艦隊参謀長宛に「第二次特要員進出二関スル件照会」なる文書が出された。

「特要員」とは、海軍における軍隊慰安婦の呼び名である。右文書にはつぎのように記されていた。

「一 輸送船名及其の行動予定・・・二 特要員の配分・・・三 所要施設及機材
(イ) 宿舎・・・(ロ) 寝具・・・(ハ) 飲食品其の他・・・(ニ) 衛生・・・

四 経営

業者とは概ね、左の通協定しあるに付、各地の状況に応じ、適当に協議決定す

(イ) 艦隊との連絡

各隊の責任者之に当るを原則とするも、純特要員関係に在りては隊長主として之に当たるものとす

(ロ) 料金

概ね一力年間の健康なる働きに依り負債を償却し得るを標準とし、現在の状況に依り協定するものとす

(ハ) 営業は士官用(所轄長以上を特別扱とすることあり)、下士官用及工員用を別個とす、従て士官用のものに対しては損失なき様特にその条件を考慮す

(ニ) 運営を艦隊管理の民営とす…」(「文芸春秋」一九五五年一二月)

この文書を見ればわかるように、国・軍は、軍隊慰安婦の配分、輸送という段階から、計画的、組織的に関与していた。また、軍隊慰安婦の人数については、兵士二九人に一人ないし兵士三五人に一人の軍隊慰安婦の割合で、配分が計画されていたという。

(2) 元山口県労務報国会下関支部動員部長の吉田清治氏によれば、一九四三年五月、西部軍司令部は、九州と山口県とで二〇〇〇人の軍隊慰安婦の供出命令を出し、同氏に対して、二〇〇人の朝鮮人慰安婦の狩り集めを命令し、同氏は済州島に向かい、軍隊慰安婦の狩り集めを行った。

同氏の妻の日記には、つぎのように記録されていた。

「一、皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊二百人。年齢十八歳以上三十歳未満。既婚者も可。但し妊婦を除く。

一、身体強健なる者。医師の身体検査、特に性病の検診を行うこと。

一、期間、}年。志願により更新することを得。

一、給料、毎月三十円也。仕度金として前渡金二十円也。

一、勤務地、中支方面。

一、動員地区、朝鮮全羅南道済州島

派遣日時、昭和十八年五月三十日正午

集合場所、西部軍第七四部隊」

同氏を含め一〇人の隊員は、下関から定期船で済州島に渡り、済州島に着くと、まず、陸軍部隊に行き、軍用トラック二台を借り、軍曹以下一〇人の兵士に警備されることとなった。木剣を持った隊員と銃を持った兵士がいつせいに民家に突入し、泣き叫ぶ女性を路地に引き摺り出した。移動の途中で軍曹は、「兵士たちは役得をあてにしている。」と、狩り集められた女性たちを兵士に強姦させた(吉田清治著「私の戦争犯罪」 林えいだい著「消された朝鮮人強制連行の記録―関釜連絡船と火床の坑夫たち」)。

(3) 同じく吉田氏によれば、一九四四年四月、陸軍の依頼により、山口県知事が発した動員命令書には「皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊百名」とあり、同氏は、軍隊慰安婦を陸軍病院の雑役婦の募集と偽って、下関で一〇〇名の朝鮮人女性を集め、海南島に送った。

動員命令書の内容はつぎのようであった。

「(県労政発第〇号)

動員命令書

陸軍〇〇部隊の要請に基づき左記の通り労務動員を命ず

昭和十九年四月三日

山口県知事 〇〇〇〇 印

山口県労務報国会下関支部長〇〇〇〇殿

記

- 一、皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊百名
- 一、年齢十八歳以上三十五歳未満(既婚者にても可、但し妊婦を除く)
- 一、身体強健(医師の身体検査及び花柳病検診を受け、診断書を要す)
- 一、期間一年(志願に依り更新する事を得)
- 一、給与一ヶ月金三十円也
 - 支度金として前渡金二十円也
 - 宿舎・食糧・衣服等を現物支給す
- 一、派遣期日昭和十九年四月十日午後一時
- 一、集合場所下関市細江町下関税関庁舎前
- 一、輸送指揮陸軍〇〇部隊囑託〇〇〇〇殿」(吉田清治著「朝鮮人慰安婦と日本人」)

(五) 管理における国・軍の関与

軍隊慰安所の維持管理は、軍が行っていた。軍隊慰安婦の配置は、軍が決定し、屋舎の準備は軍が行った。軍隊慰安所は、軍人以外の者が利用することはできなかった。軍医が軍の命令により定期的に、軍隊慰安婦の性病検査を行った。

兵士は、軍から性病予防のため「突撃一番」というサックを支給された。軍隊慰安所には、軍が定めた慰安所規定が掲示されていた。軍隊慰安婦の食料品、医療品は軍が調達し、さらに軍は軍隊慰安婦に感謝状を出すことさえした。

(1) 軍医麻生徹男氏によれば、一九三八年一月、上海派遣軍の第一四兵站病院外科病棟に勤務していた同氏は、「近く開設せらるる陸軍娯楽所のため、婦女子百余名の身体検査を行うべし」との命令を受け、軍隊慰安婦の性病検査をした。

同氏の昭和一四年六月二六日付「花柳病ノ積極的予防法」には、「昨年一月小官上海郊外勤務中、一日命令により、新に奥地へ進出する娼婦の検徹を行ひたり。この時の被検者は半島婦人八十名、内地婦人二十名余にして、半島人の内花柳病の疑いある者は極めて少数なりしも、内地人の大部分は現に急性症状こそなきも甚だ如何はしき(ママ)者のみにして、年齢も殆ど二十歳を過ぎ中には四十歳になりなんとする者ありて既往に売淫娼業(ママ)を数年経来し者のみなりき。半島人の若年齢且つ初心なる者の多きと興味ある対象を為せり。」とある(麻生徹男著「戦線女人考」)。

軍医が、軍の命令により、このような軍隊慰安婦の性病検査を行っていたのである。さらに右文書には、「されば戦地へ送り込まれる娼婦は年若き者を必要とす。而して小官某地にて検徹中屢々見し如き両鼠蹊部に横痃手術の癍痕を有し明らかに既往花柳病の烙印をおされし、アバズレ女の類は敢えて一考を与へたし。此れ皇軍将兵への贈り物として、実に如何はしき物(ママ)なればなり。」とあり、軍隊慰安婦が、「皇軍将兵への贈り物」、「モノ」、性欲処理の道具としてのみ存在し、人間としての存在を抹殺されていたことを如実に表している。

(2) 麻生氏撮影の上海郊外軍工路近くの楊家宅の軍隊慰安所に掲示されていた慰安所規定には、「一、本慰安所には陸軍々人軍属(軍夫を除く)の外入場を許さず 入場者は

慰安所外出証を所持すること 一、入場者は必ず受付において料金を支払ひ之と引換に入場券及「サック」一個を受取ること 一、入場券の料金左の如し 下士官兵軍属金二円・・・ 一、入場券を買ひ求めたる者は指定せられたる番号の室に入ること但時間は三十分とす 一、入室と同時に入場券を酌婦に渡すこと・・・ 一、用済の上は直に退室すること 一、規定を守らざる者及軍紀風紀を棄す者は退場せしむ一、サックを使用せざる者は接婦を禁ず・・・東兵站司令部」とある。

料金、時間等、軍隊慰安所に関する事柄が、軍隊の規律の中に組み込まれていた。軍が軍隊慰安所を維持管理し、軍が兵士を軍隊慰安所に向かわせていたのである。

(3) 一九三八年、陸軍教育總監部作成の「戦時服務提要」には、「性病に関しては積極的予防法を講ずるは勿論慰安所の衛生施設を完備すると共に軍所定以外の売笑婦(ママ)土民等との接触は厳に之を根絶するを要す」とある。

(4) 山第三四七五部隊内務規定(一九四四年一二月)のうち「軍人倶楽部に関する規定」にも、「一、本規定は軍人倶楽部に関し必要なる事項を規定す 二、本規定に示さざる事項は凡て師団規定に拠るものとす 三、防備地区内軍人倶楽部は地方官民には一切利用せしめざるものとす又軍人軍属は地方慰安所の利用を厳禁す 四、防備地区内軍人倶楽部に関する事項は防備隊長に於て担任し之が取締協力等を行ふものとす・・・九、業婦の検徹の実施は指命軍医官に於て毎旬一回之を実施し其結果は会報を以て一般に通報す(検査日は通常毎月八日、十八日、二十八日とし時刻は其の都度示す)右検査には憲兵立会す・・・一五、軍人倶楽部の使用料金左の如し 将校三、〇〇 下士官軍属二、五〇 兵二、〇〇 一六、営業時間は毎日十二時より二十四時迄とし泊込は一般に之を禁ず但し毎月八日は休業日とす 一七、下士官以下倶楽部を使用する者は規定に示す許可証を所持するものとす 一八、将校以下の倶楽部使用時間左の如し 兵十二時より十七時迄 下士官十七時より二十時迄 将校二十時より二十四時迄・・・」とあり、軍隊慰安所が軍によって維持管理されていたことを明示している。

また、その附則には、「一般に営業婦の共有観念を徹底し占有の観念を厳禁す」とあり、ここでも軍隊慰安婦は、兵士の共有物、「モノ」であった。

附則には、その他「業婦はよく使用者の立場を理解し何人にも公平を第一とし使用者をして最大の御奉公を為さしむることを念願し如何なる事情に依るも身を誤らしめ御奉公を欠かしむるが如きこと絶体(ママ)なき様万事細心の注意を以て取扱ふものとす」「営業婦は紊りに柵外を散歩し幕舎又は作業場等に立入るを禁ず」とある。軍隊慰安婦は外出もできない監視下に置かれ、狭い部屋に閉じ込められ、毎日何十人もの兵士の性欲処理の相手をさせられ、肉体は性病に冒されることも多く、精神は性欲処理の道具にされた屈辱感に苛まれた。

中国、東南アジア、南洋諸島、日本国内、日本の軍隊が存在した至るところに軍隊慰安所は存在した。

そして、戦況が悪化し、日本軍が退却せざるをえなくなったとき、軍隊慰安婦のある者

は置き去りにされ、ある者は軍とともに玉碎させられ、ある者は殺された。軍隊慰安婦は、軍からどうなってもかまわない消耗品として扱われたのである。

戦線の各地で軍が軍隊慰安所を維持管理していたこと、それらは、各部隊が単発的に行っていたのではなく、軍が組織的に兵士の性欲処理のために軍隊慰安婦を狩り集め、管理していたこと、軍隊慰安婦にされた女性の人間としての尊厳を侵し、生涯癒すことのできない苦痛を負わせ、性病に罹患させ、健康を奪い、置き去りにし、足手纏いとなったとき一片の価値もない消耗品のごとく抹殺したことは、誰にも否定することのできない事実である。

二、原告らの経歴

1 原告 朴七封(パク・チルボン。軍人・徴兵第一期、軍属)

原告朴七封(創氏名橋本七封。以下、「朴七封」という。)は、一九二四年七月一二日、全羅南道高興郡高興面において小作農家の長男に生れ、小学校卒業後、一九四〇年から南鮮電気株式会社に勤務していた。

朴七封の父・朴鶴順は、一九三九年徴用(国民徴用令の適用によるもののみならず、実質的徴用をも含めて、以下、「徴用」という。)され、北海道の炭鉱に連行されたが、苛酷な強制労働のために胃腸等を患い、一九四一年帰郷した。しかし、いくらもたたないうちに面事務所徴用係が、再び朴鶴順を徴用しようとしたため、朴七封は、警察署に赴いて、自分を父の代りに徴用するよう申し出た。

朴七封は、同年一一月ころ、警察署の指示によって関東軍補充馬部隊軍属の募集に応募し、六三名とともに松汀里駅に集合し、小瀬川曹長に引率されて満州に渡り、吉林省白城子において、陸軍軍属(調教手)として関東軍第三三六部隊補充馬部隊に入隊した。朴七封は、小瀬川曹長から、三年間の契約である旨告げられた。

第三三六部隊は、部隊長遊佐周一中佐であり、主に、内地育成馬を野戦用に訓練・調教する任務に従事していた。朴七封の内務班長は桐山曹長であった。朴七封らは、一年間の訓練の後、調教手として勤務した。

一九四四年二月ころ、朴七封は、白城子の練兵場で野砲牽引による内地育成馬の調教訓練中、乗っていた馬が不整地に躓いたため落馬し、右脚を砲車の車輪に轢かれて、右下腿部に入院加療約一五日間の傷害を負った。

もっとも同年暮れには、約束の三年の期間も満了することから、朴七封は、まもなく帰郷できるものと期待していた。

ところが、同年七月ころ、高興面の兵事係から徴兵令状が送付されたので、やむなく吉林省ワンイーミャオ(現在のホルチン右翼前旗)に赴いて徴兵検査を受け、同年九月一三日ころ入営通知を受取って、三江省佳木斯駐屯の関東軍第三九〇九部隊第三大隊第三機関銃中隊に入隊した。朴七封は、入隊後、内務班で差別を受けた。雑役は、内地出身の初年

兵には命ぜられず、いつも朴七封だけが酷使された。

六ヶ月の初年兵教育が終ると、中隊のなかで精鋭を選抜して秘密裏に南方へ移動することになり、朴七封も選抜された。一九四五年三月二五日期、朴七封らは、夜間行軍して松花江を渡河し、貨物列車で朝鮮を縦断し、釜山から船で佐世保を經由して台湾・基隆に上陸し、台湾防衛司令部に編入され、米軍上陸に備えて陣地の構築と遊撃戦術の訓練を受けた。決死隊を編成して塹壕から黄色火薬(柄を持って、先端を戦車に触れさせて爆発させるもの)で戦車を攻撃する肉弾戦術や、奇襲戦法などであった。

しかし、一九四五年七月期、朴七封の中隊は全員マラリヤに罹患してしまい、斗六野戦病院に入院して終戦を迎え、朴七封は同年九月八日期現地除隊となった。

朴七封は、一九四六年三月期帰郷したが、まもなくマラリヤが再発し、一ヶ月間高熱が続き、熱が下がったあとも、左半身不随の障害が残った。当時は、十分な治療は困難で、適当な薬も入手できなかったが、その後、二〇年近く通院治療を続けた。現在でも、左腕は上げることができず、後へ回すこともできない。

朴七封は、一九五三年婚姻し、一九五六年から代書業(一般行政書士)を営んでいたが、現在、生計は妻の収入に頼っている実情である。

2 原告金載鳳(キム・チェボン。軍人・徴兵第一期)

原告金載鳳(創氏名金彦載鳳。以下、「金載鳳」という。)は、一九二四年一月二日、京畿道平澤郡梧城面において出生し、自作農家の長男として家業に従事するなどしていたが、一九四三年期平澤郡に安仲特別青年錬成所がおかれ、一九四四年徴兵制実施に向けて徴兵適齢予定者を中心とする青年たちを集めて勤労者教育を行なったさい、金載鳳も呼び出されて同年三月二日期入所した。

安仲特別青年錬成所においては、日本語、軍事教練を中心とする一カ年間の訓練教育を受けた。

一九四四年、安仲特別青年錬成所修了後、金載鳳らは、京畿道楊州郡所在の軍務予備訓練所(朝鮮総督府陸軍兵志願者第一訓練所を改称したもの)において、約二ヶ月間の教育訓練を受けた。ここでは、韓国語厳重禁止の下で日本軍人となるための徹底した精神的・肉体的訓練が行なわれた。軍務予備訓練所修了後、徴兵検査を受け、金載鳳は甲種合格した。

金載鳳は、一九四四年九月四日期、徴集されて竜山の陸軍第一九八八部隊に入隊し、まもなく内地へ移動し、東京・世田谷高射砲中隊に配属され、小隊長小泉の下で、もっとも敵の攻撃に晒されやすい部処である対空迫撃砲操作の任務を負った。

同年一一月一日、東京に初めて米軍偵察機の飛来が見られ、その後ほぼ毎日飛来するようになり、同月二四日にはB二九が一〇〇機あまり東京都各地を爆撃した。その後もB二九による空襲が続いたが、このころ金載鳳は、空襲時迎撃中、米軍機の機銃掃射によって右側膝部、右下腿部等に被弾し、入院加療約一〇ヶ月以上の重傷を負った。

金載鳳は、負傷後直ちに世田谷区大蔵所在の国立大蔵病院に約三ヶ月間入院し、その後、

長野温泉病院に転医して治療を続けたが、日本敗戦後の一九四五年九月、長野温泉病院発
行の入院依頼書を交付され、京城府の竜山陸軍病院に転医するよう指示されて帰国した。
ところが、同年一〇月初めころ金載鳳が竜山を訪ねると、右陸軍病院はすでに撤収された
後であった。そのため、金載鳳は、ソウル市西大門区所在の赤十字病院等で治療を受けた
が、十分な治療を受けることができなかった。

金載鳳の体内には、現在に至るまで、右側膝部に二個、右下腿部に一個の砲弾破片が
残存しており、歩行時、屈伸運動時に激しい痠痛を生ずるため、労働に従事することは
困難であり、日常生活にも支障をきたしている。

3 原告金恵淑（キム・ヘスク。軍人・徴兵第一期、遺族）

原告金恵淑(旧名金龍姫。以下、「金恵淑」という。)は、一九二六年九月一二日、慶尚北
道栄州郡栄州邑において出生した。

金恵淑の夫である権奇泰(創氏名松岡英吉。以下、「権奇泰」という。)は、一九二四年八月
一九日、慶尚北道青松郡青松面において地主の長男として生まれ、安東農林学校を中退し
て、内地に留学し、東京の大学に入学したが、一年後帰郷して、安東において国民学校の
臨時教員として勤務した。

権奇泰は、一九四四年三月ころ、金恵淑と結婚し(同年三月二八日、婚姻申告)、金恵淑
は、当時の朝鮮の慣習に従い秋に婚家に行く予定であったが、その間、権奇泰は徴兵検査
を受けて第一補充兵役に編入され、入営準備訓練を受けた。そして、権奇泰は、子の誕生
を待つ暇もなく徴集を受け、一九四五年三月二四日ころ、安東駅から出征し、京城府竜山
において陸軍歩兵第二二四部隊に入隊し、南方派遣部隊に編成されて、同年四月三〇日こ
ろ、釜山を出航し、博多を経て、門司市花山通りにあった見民国民学校において待機した。
所属は、児玉部隊であった。

ところが、権奇泰は、同年五月ころ胃腸を患い小倉陸軍病院内科に入院した。金恵淑は、
権奇泰から頻繁に手紙を受取ったが、病名を書いた部分は、常に検閲によって塗り潰され
ていて読むことができず、また、常に「面会禁止」の印が押捺されていたため、金恵淑は、
いたずらに夫の安否を気遣うほかはなかった。

その後、一九四五年七月ころ、権奇泰は、まもなく広島の陸軍病院へ移されるとの手
紙を妻に送ったまま、消息を絶った。権奇泰は、広島第一陸軍病院に移され、入院中、同
年八月六日原爆投下によって死亡した可能性が高い。

しかし、権奇泰の死亡は、金恵淑ら遺族に全く知らされなかったばかりか、失踪通知、所
在通知、その他いかなる通知もなされることなく現在に至っている。この間、金恵淑は、
初めはひたすらに夫の帰りを待ちわびるほかなく、その後は、夫との精神的絆の強いこと
を思うにつけ、夫がもし生きていれば帰って来ないはずはなく、帰って来ないというこ
とは、夫はもはやこの世にはいないものと信ずるに至った。しかし、それでも夫の生死の手
がかりは何ひとつ手にすることができなかったから、戸籍を整理することさえできなかつ

た。

金恵淑は、一九四五年七月一二日、長男を生み、戦後は、縫製の内職、洋裁店勤務などによって細々と生計を立ててきた。

一九六四年ころ、長男が兵役適齢期となった。大韓民国では、本来、父が死亡した一人息子は兵役を免除されるのに、父である権奇泰の戸籍は生存のままであり、金恵淑は権奇泰の死亡を証明することができなかったため、長男を入隊させるほかはなかった。

その後、一九六七年、大韓民国政府によって戸籍整理の機会が与えられたが、金恵淑は、日本軍で死亡したという死亡申告を受理してもらえず、やむなく、一九四六年に本籍地で死亡したものとして申告し、ようやくのことで戸籍を整理することができたものである。

4 原告金泰仙(キム・テソン。軍人・徴兵第一期、遺族)

原告金泰仙は、一九四四年五月一四日生まれで、亡金父金炳国(創氏名は金川秀雄、以下、「金炳国」という)は、一九二四年一〇月一三日、本籍地である慶尚北道善山郡高井面椀坪洞一二〇番地で出生し、一九四四年三月一八日梁永副と婚姻し、原告金泰仙をもうけた。当時金炳国は、牧師になろうと大邸のキリスト教専門学校に通っていたが、一九四四年三月ころ、倭館国民学校で徴兵検査を受け、甲種合格となり、同年八月ころ倭館南部公立国民学校等にて慶北第五別科合同訓練生として訓練を受けた後、同年九月中旬ころ京城竜山で入隊した。その後、中支派遣呂武三六五九部隊廣部隊大谷隊として中国の長沙地方に派遣されたが、一九四五年九月[八日に長沙の医務室にて戦病死した。死亡当時は、陸軍上等兵として、独立歩兵第五一七大隊に所属していた。戦後遺骨を持って来てくれた人の話によると、隊の仕事として炊事のための薪を取っているとき、壁の下敷になったということであった。金炳国の父は、金炳国の死亡の知らせを聞いて、ショックを受け死亡し、原告金泰仙は、結局一歳のときに父を亡くしたものであり、その後四歳のときに母が再婚したために、以後原告金泰仙は大邸の孤児院で育ち、言うに言われぬ苦勞をし、高校中退後住み込みの美容師として働き、手に職を付け、働いて生きてきた。

一九七一年ころ、韓国政府が対日民間請求権の申告を受付け、三〇万ウォン支給されるとの話聞き、申告したが、名簿に載っていないということで、却下された。

5 原告趙鍾萬(チョ・チョンマン。軍人・徴兵第二期、軍属)

原告趙鍾萬(創氏名漢陽鍾萬。以下、「趙鍾萬」という。)は、一九二二年一月二五日(戸籍上は一九二五年一月二五日が生年月日となっているが、真実でない。)、忠清南道唐津郡牛江面において農家の四男に生れたが、一九二七年一月一七日、父趙奉来が死亡したため普通学校に通うことができなくなり、二年間の簡易学校を修了した。

一九四一年九月二〇日ころ、趙鍾萬は、牛江面兵事係書記の訪問を受け、「金が儲かるから、軍属になって日本へ行け。」と説得された。貧しい農家の末っ子であった趙鍾萬は、内地へ働きに行きたいという希望を持っていたため、これに応じて徴用された。

趙鍾萬は、同年九月二三日ころ京城駅に集合して、海軍軍属(海軍作業愛国団員)として徴用され、憲兵の監視の下で釜山へ向かい、同月二四日、約一〇〇〇名の被徴用者とともに釜山を出航し、同年一〇月三〇日ころトラック島に到着した。

趙鍾萬らは、トラック島において、米軍機による空襲の合間を縫って飛行場、石油備蓄タンクなどの建設土木工事に使役された。作業は毎日午前五時から午後八時まで続けられ、朝鮮人軍属と現地人の労務者が、日本人軍属の監督の下で酷使された。

一九四二年からは、B29による空爆が激しくなった。

このころ、朝鮮人女性約二五〇名、日本人女性約五〇〇名がトラック島に連れてこられ、各部隊に二〇名ないし三〇名ずつ分けられた。各部隊は、それぞれ幕舎を作って慰安所とし、これらの女性を置いて慰安婦として利用するようになった。

また、このころから、日本軍人が、現地人の果樹から果実を残らず奪い取ってしまうようになったため、現地人は、しばしば投石して日本軍人と戦った。

趙鍾萬は、当初、俸給として月一五〇円を支払われる約束であったが、現地で月五〇円二〇銭程度を受取ただけで、家族送金は全くなく、その余は今日まで支払われていない。

趙鍾萬は、一九四三年五月七日ころ帰還のためトラック島を出航したが、同月八日ころトラック島・パラオ島間の海上において趙鍾萬の乗った輸送船が攻撃を受け、積載していた火薬が爆発し、船は沈没した。趙鍾萬は、左下腿部貫通創、および全身に爆発による傷害を負ったが、駆逐艦に救助されて横須賀海軍病院に收容され、約四二日間の入院加療を受けた。現在でも、左手、左肩、左脚に後遺症を残しており、長時間立っていることができないため、労働が制限されている。

趙鍾萬は、一九四三年七月ころ帰郷し、家業である農耕に従事するなどしていたが、三人の兄も次々に徴用されて九州などの炭鉱へ送られて行った。

趙鍾萬は、戸籍上の生年月日が一九二五年一月二五日となっているために、徴兵第二期適齢者として扱われ、一九四五年五月ころ唐津壮丁入営準備訓練所に入所、同年六月二九日修了し、徴兵検査を受けたが、前記障害があるにもかかわらず第一補充兵役に編入された。同年八月七日ころ徴兵令状を受取ったが、入営予定日とされた八月一五日の前日になっても集合場所を知らせてこなかったため、一五日は出征せずにいたところ、日本の敗戦と朝鮮の解放が告げられた。

戦後、趙鍾萬は、左脚等の後遺症で通常の労働ができないため、兄の農事・家事を手伝って扶養を受けてきた。

6 原告裴在鳳(ペ・チェボン。軍人・志願兵)

原告裴在鳳(創氏名山本在鳳。以下、「裴在鳳」という。)は、一九二四年二月一日、慶尚北道英陽郡首比面において出生し、書堂において教育に従事していた。一九四二年八月一〇日ころ、同面の駐在所警官から陸軍特別志願兵(以下、「志願兵」という。)に志願するよう強要された。そこで、これを避けて江原道の三陟炭鉱に逃避し坑夫として労働していた

ところ、警察官二名が三陟炭鉱に赴き、裴在鳳を捜索、発見、逮捕して、後手に縛して首比面の実家に連行したうえ、脅迫を続けたため、やむなくこれに応じて志願した。

裴在鳳は、同年、志願兵試験に合格し、一二月二〇日、京畿道楊州郡にあった朝鮮総督府陸軍兵志願者第一訓練所(以下、「志願兵訓練所」という。)に入所し、ベルトで殴るなどの暴行を受けつつ訓練を受け、一九四三年五月二八日修了し、同年九月二〇日ころ徴集されて京城府所在の陸軍第三〇部隊に入隊した。一九四四年六月ころ第二二部

隊に転属し、同年七月二〇日ころ猛虎第二二連隊本部中隊に編成され、同月二五日京城を出発して、呉、シンガポール、バンコク、ラング:ン等を経由して同年九月二〇日ころから日本敗戦まで、ビルマ、タドン県に駐屯した(佐藤部隊田中隊所属)。

一九四五年七月一〇日ころ、部隊がメクテリヤ飛行場に対して攻撃を行ない、英軍の空爆等によって壊滅的被害を蒙ったさい、裴在鳳は、重傷の日本人兵士を救助して避難した。このときの空爆で、右手等に傷害を受けたが、治療の機会もなく、右手第二指の用を廃する障害を負った。

裴在鳳は、一九四四年から一九四五年までの間に、隊内において、たびたび暴行を受け、しばしば腰部を足蹴にされたため、腰部神経痛の障害を残した。

日本敗戦後、裴在鳳ら日本軍人は英軍の捕虜となったが、日本人下士官・兵士らは、捕虜となった後までも朝鮮人兵士に対する差別を続けようとしたため、朝鮮人兵士らとのあいだで抗争が発生した。

裴在鳳は、一九四六年八月帰国し、一五年間、前記首比面において面書記(地方公共団体である面の事務に従事する公務員)を務めた。

7 原告金判永(キム・パニョン。軍人・志願兵)

原告金判永(創氏名金本判永。以下、「金判永」という。)は、一九二三年二月一日、全羅北道長水郡蟠岩面において山間地の自作農家に生まれ、cm九四〇年小学校を卒業したが、そのさい校長大原および警察官巡查部長中村に、「おまえは軍隊に行け。行かなければ不名誉だ。」などと、志願兵に志願するよう執拗に説得された。

当時、朝鮮の各郡、面等は、割り当てられた志願兵応募者数の消化に狂奔しており、地方ごとの応募者数の多寡が「愛国熱のバロメーター」として理解されていたから、校長大原らは、応募者資格の最低年令である満一七歳と若く、新卒、かつ長身で体格も良い金判永を応募させることに、地域の名譽を賭していたものである。金判永は、もし応募しなければ親・兄弟に対して行政・警察等からの圧迫があることを恐れ、やむなく応募した。

同年、蟠岩面からは約一三〇名の志願兵応募者があり、そのうち金判永を含む二名が選抜され、同年四月一五日ころ志願兵訓練所に入所した。

志願兵訓練所での四ヵ月あまりの訓練が修了した後、同年九月二〇日ころ、金判永は、京城府竜山の陸軍第三〇部隊(部隊長大原少佐)に入隊し、二年間の訓練を受けた。

一九四二年一二月ころ、金判永は、南方派遣部隊に配属され、竜山駅を出発して下関、

長崎、台湾・高雄、サイゴン、バンコクを経て、一九四三年二月ころラングーンに上陸し、マンダレーで英軍の空爆を受けつつ約二週間滞在した後、ビルマ・中国国境地帯の町アユチャンに到着し、一九四四年二月ころまで駐屯した。

金判永は、当地で架橋工事に従事していたビルマ林第八八五六部隊志水中隊に所属した(敗戦時は兵長)が、瞬く間に現地のビルマ語、中国語を習得したため通訳に抜擢されて従事した。

この間、一九四三年ころ、金判永は、アユチャンで英国軍の空爆を受けて負傷し、上顎部および下顎部門歯各二本を失うなどの傷害を負い、これによってその後他の歯も順次脱落していき、かつ難視、難聴の障害を残した。

その後、金判永は、中国側雲南省騰越に移動し、軍司令部の自動車運転等の任務に就いていたが、一九四四年九月一四日ころ、龍陵へ伝令のため出張していた時、騰越の日本軍守備隊が中国人部隊に包囲され、総員約一五〇〇人が戦死し、ほぼ全滅した(いわゆる騰越玉砕)。

一九四五年八月、龍陵で敗戦を迎えた金判永ら日本兵は、ビルマ方面へ敗走した。金判永は、約三〇名で出発したが、カチン族等少数民族の攻撃を受けつつ徒歩で敗走するうち散りぢりになり、同行の戦友は次々に倒れていった。やがて、数名ずつの敗残兵のグループに分かれて密林のなかを彷徨い、虎や小動物を捕らえて飢えを凌ぎつつタイ方面へ逃走した。

やがて、同年九月中にタイ領内ナコナイ駅に達し、列車でバンコクに到着し、武装解除されて日本人と朝鮮人は別々の収容所に収容された。金判永は、バンコクの収容所に約八ヵ月間抑留されたあと、一九四六年五月ころ仁川を経て帰郷した。

金判永は、一九四八年韓国軍に入隊し、一九五六年除隊後、馬山市庁職員、テレビ販売業を経て、現在はソウルにおいて広告代理業に従事している。

金判永の体験した敗戦前後のビルマ戦線のような極限状況の下では、朝鮮人に対する民族的差別さえ消失したかに見えた。しかし、かかる極限状況で生死をともにした戦友たちのうち、日本人とその遺族らに対しては、戦後手厚い援護がなされ、生死確認調査等が行なわれたが、金判永ら朝鮮人に対しては、国は、すべての補償、援護を拒絶し、未帰還者は生死不明のまま放置し、かくして厳然たる民族的差別を復活させた。

8 原告丁起夏(チョン・キハ。軍人・志願兵、遺族)

原告丁起夏(以下、「丁起夏」という。)は、一九三九年一月三十一日、全羅南道谷城郡谷城面において出生した。

丁起夏の父である丁来鳳(創氏名西山嘉一、以下「丁来鳳」という。)は、一九二一年一月二五日、同面において富裕な地主の九男として生れ、一九三八年結婚した。

一九四〇年三月初ころ、丁来鳳の家にも日本人警察官が来て、子どもが多いのだから志願兵に志願させるよう強要した。逆らって財産を奪われることを恐れた丁来鳳の父は、一番

下の息子であった丁来鳳に命じて志願させた。丁来鳳は、自分が逃げると他の兄弟が志願を強要されることになると考え、やむなくこれに従った。丁来鳳は、選抜されて志願兵訓練所に入所し、修了後、竜山第四〇部隊に入隊し、二年間の訓練を終えた。

一九四二年五月ころ、丁来鳳は家族の葬式のため一時帰郷したが、まもなく戦場に派遣されることを予知していたことや、戦局が悪化していたことから帰隊せずにいたところ、憲兵が自宅に来て連行し帰隊させた。

丁来鳳は、同年中にビルマ戦線に配属され、一九四五年四月六日、ビルマ、メークテラ県タビチビンにおいて戦死した。戦死時の所属は陸軍歩兵第一〇六連隊、階級は伍長であった。しかし、丁来鳳の戦死公報はなされず、遺族らは永らく丁来鳳の生死を知ることができずにいた。

戦後、唯一人の遺児となった丁起夏は、父がいないことから、分家時に取得した財産も教育費等に費消し、苦学して大学へ通ったが、学費が足りず中退のやむなきに至った。

9 原告李良順(イ・ヤンスン。軍人・志願兵、遺族)

原告李良順は、亡羅永基(ナ・ヨンギ。創氏名羅本永基)の妻である。

羅永基は、一九一八年八月一七日、全羅南道長城郡森西面石馬里七六三番地で出生し、一九三七年に原告と結婚(一九四一年五月一九日婚姻届)し、二女をもうけた。羅永基は、一九三九年ころ約八か月の軍隊の訓練を受け、その後は面事務所の書記をつとめていたが、一九四二年一二月末頃、志願兵となった。そして、同人は第二〇師団第一野戦病院所属の陸軍兵長として軍務に服し、一九四四年五月三〇日、東部ニューギニアのウラウで戦死した。

しかし、同人の戦死の事実は原告らに通知されず、原告は戦後ずっと夫の生存を信じ、いつか必ず帰って来るものと待ち続けてきたが、一九七一年になって初めて厚生省援護局が出した死亡証明書によって夫の戦死の事実を知らされた。しかし、夫の遺骨も帰っていないため仮の墓しか作ることができないでいる。

原告は、夫が徴兵された後、幼い子供二人をかかえながら行商等をして生計を立ててきたが、夫の戦死については、一九七〇年に厚生省の死亡証明書で確認するまで詳細を知ることにはなかった。原告は、生きているうちに、夫の遺骨の返還と、夫の戦死及びそれにより受けた物的精神的苦痛に対する補償を望むものである。

10 原告鄭琪永(チョン・キヨン。軍人・志願兵)

原告鄭琪永(創氏名鳥川琪永。以下、「鄭琪永」という。)は、一九二〇年一月一二日、慶尚南道晋州府の地主の家に生れ、中学校卒業後、内地へ留学し、富山高校を経て、一九四二年東京帝国大学に入学し、末松保和教授の下で朝鮮史を専攻した。富山高校時代から歴史には関心が高かったが、朝鮮人の学生が歴史の勉強をしているというだけで、「独立運動を企てている」旨の疑いをかけられ、逮捕されて警察の取り調べを受けた。

一九四三年、鄭琪永が文学部三年の時、卒論研究として李朝郷約を調査するため京城帝国大学へ赴いていた。

ところが、同年、法文系日本人学生の徴集猶予が廃止されたことにもなって、朝鮮人学生に対しては、陸軍特別志願兵への志願が強制された。

知識人、新聞等を動員しての強制のほか、鄭琪永については、兄と母が何度も警察に呼び出されて志願を強要された。鄭琪永は、志願期間満了の翌日である同年一二月二日、やむなく志願した。

鄭琪永ら学徒志願兵は、京城で予備訓練を受けたあと、一九四四年一月二〇日、入営した。鄭琪永は、大邱・陸軍歩兵第八〇連隊補充隊に入隊し、一九四四年一月二八日、蘇州・中支派遣矛(第六〇師団)第二三一七部隊すなわち独立歩兵第四六大隊第五中隊に転属し、同年二月五日、蘇州に到着し、半年間の初年兵教育を受けた。

鄭琪永は、内務班で毎日のように暴行を受けたが、班長らの下着の洗濯はあくまで拒否し、また、残飯を与えられたときは、いかに空腹でも手を付けなかった。

初年兵教育中に、鄭琪永は、三回にわたって、初年兵らが、「訓練」と称して捕虜の殺害を強要される場面を経験した。

鄭琪永は、一九四四年八月ころから三ヶ月間、幹部候補生教育を受けたが、その間八月ころ、日本軍が、便衣(民間人の服装)の俘虜数十人を針金で縛って籠にいれ、太湖に沈めて殺害するのを目撃した。こうして、鄭琪永は、次第に日本の戦争遂行の正当性について疑問を持つようになった。

鄭琪永は、一九四四年一二月下旬に原隊(常熟)に復帰し、一九四五年一月一日から同年六月三〇日まで、南京予備士官学校で教育を受けた。同年六月三〇日、杭州・「進撃」師団(第一三三師団)第九九旅団独立歩兵第六〇八大隊に転属し、上海・第一三軍司令部で一週間の教育を受けたあと、見習い士官として、蘭溪・独立歩兵第六〇八大隊第四中隊に赴き、第三小隊長に任命された。この間、上海で、大韓民国臨時政府関係者と接触し、同年九月一日を期して日本軍からの脱出(逃亡)を決意した。

終戦後、鄭琪永は、同年八月二〇日、少尉に任官され(ポツダム少尉)、同年九月一〇日杭州に引き揚げ、同月二九日、韓国人兵五〇〇余名を率いて日本軍から除隊し、韓国・光復軍第一支隊第二区隊に参加し引渡したあと、上海に赴いて除隊韓国人兵の国民素養教育に従事した。この間、同年九月ころ、日本軍の犠牲となっていた韓国人慰安婦二〇〇余名を救出した。

鄭琪永は、韓国人帰国者の帰国船確保に努め、一九四六年三月六日、慰安婦二〇〇名を含む一五〇〇余名とともに乗船し、帰国した。

戦後、鄭琪永は、国史編纂委員会勤務、国民大学理事長、海印大学理事・同教授等を歴任したが、現在は、釜山霊園に勤務している。この間、韓国人元日本軍人・軍属の遺骨返還に努力し、韓国政府の認許のもとに、これまで五回にわたって計一一八八八人の遺骨返還を実現し遺族に引渡している。

1 1 原告鄭淑姐(チョン・スクチョ。軍人・志願兵、遺族)

原告鄭淑姐(以下、「鄭淑姐」という。)の夫である韓聖洙(創氏名朝宮聖洙。以下、「韓聖洙」という。)は、一九二〇年八月一八日、平安北道新義州府樂清洞において大地主の子として出生し、定州の五山高等普通学校卒業後、一九三九年四月、東京・専修大学経済学部に入學し、一九四〇年三月七日、鄭淑姐と婚姻した。

一九四三年、朝鮮人学徒らに対して、同年一〇月二〇日から十一月二〇日までを志願期間として、陸軍特別志願兵への志願が強要された際、韓聖洙も志願を余儀なくされた。韓聖洙は、入營通知を受取って故郷に帰ってきた。「生きて帰るから」と言い残して出征する韓聖洙の姿を見て、家族は不安でいっぱいであった。

韓聖洙は、一九四四年一月二〇日、平壤第五〇部隊に入隊し、同年二月二二日平壤を出発し、同月二六日徐州専(第六五師団)第七九九一部隊軸重隊に属した。韓聖洙は、徐州に到着してまもなく脱出(逃亡)を企て、同年三月二六日部隊を脱出した。専第七九九一部隊からは、のちの韓国・高麗大学総長金俊燁など、合計三三名の脱出者が出ている。

脱出潜伏後、韓聖洙は、上海・大韓民国臨時政府指揮下の光復軍第三支隊に入隊して訓練を受けた後、中央軍第Ⅲ〇戦区司令宮湯思伯指揮下に入り、分散疎開していた蒋介石軍官学校の分校(阜陽)に派遣され、訓練を続けた。阜陽での訓練を終えた後、韓聖洙は、後輩である金永鎮、洪淳明とともに抗日戦の前線拠点であった上海に潜入し、抗日工作組織活動に従事した。

このころ、韓聖洙は、寒星永という仮名で家族に手紙を送り、無事を知らせた。

韓聖洙が逃走したあと、新義州の家族は、日本の憲兵の家宅捜索を受け、行動を監視された。

一九四五年三月一三日、韓聖洙は、上海倭警に逮捕されて拷問を加えられたあと、南京で軍法会議にかけられて死刑の判決を受け、同年五月一三日、南京陸軍刑務所で斬首刑に処せられた。韓聖洙は、軍法会議で日本語による陳述を最後まで拒否し、通訳を付けさせて朝鮮語で堂々と所信を述べ、日本の敗戦を予言した。転向すれば寛大な処分をしてやるとの裁判官の誘いに対しても、

「おまえらが日本に忠誠を捧げるのと同じく、私も祖国に忠誠を尽くす」旨述べて屈しなかったため、死刑を宣告された。

戦後、韓聖洙の家族は、ソ連軍占領後、一九四六年三月着の身着のまま南下し、鄭淑姐は、さらにアメリカ合衆国に移住した。

厚生省の倉庫から東京都目黒区の祐天寺に移されていた韓聖洙の遺骨の箱は、一九七一年一二月二〇日鄭琪永が韓国に持ち帰ってきたが、中には爪と髪が入っているだけだった。

1 2 原告 朴炳瓚(パク・ピョンチャン。軍属)

原告朴炳瓚(創氏名森本茂男。以下、「朴炳瓚」という。)は、一九二三年一月七日、忠清北道忠州郡周徳面の経営型富農(朝鮮にみられる由。富裕な自小作農兼実業家)の家に生まれ、中学校を中退して、父の経営する精米所に勤務していたが、一九四一年一月ころから、面書記に、北海道、九州などの鉱山に行くようしばしば強要されていた。これを拒んでいたところ、右面書記は、一九四二年五月ころに至って、「鉱山に行きたくなければ、軍属に行け!」と強迫し、朴炳瓚が軍属としての徴用に応じなければ、鉱山への強制連行等どんな制裁を加えるかもわからない氣勢を示したので、朴炳瓚は、やむなくこれに応じた。

同月ころ、朴炳瓚は、約三〇名の被徴用者とともに忠州郡庁に集合し、郡庁兵事係員らの引率の下に列車で釜山へ移動し、一九四二年六月三日ころ陸軍軍属(俘虜監視員)として徴用され釜山市西面の野口部隊に入隊した。

朴炳瓚は、野口部隊で、約三〇〇〇名の被徴用者とともに約二ヵ月間の初年兵訓練を受けたあと、一九四二年八月半ばころ約一〇〇〇名で釜山を出航し、台湾・基隆、シンガポールを経て、同年九月ころジャカルタに到着し、各地の收容所へ分かれて配置された。朴炳瓚は、初め、第一六軍ジャワ俘虜收容所本所総分遣所(ジャカルタ)に配置され、その後、同收容所第一分所(バンドン)に移り、日本人軍人の指揮命令の下で俘虜監視を行なった。

一九四三年、朴炳瓚は、中隊長一名、下士官五名、朝鮮人軍属八〇名で、同收容所派遣第三分所第二分遣所(フロレス島)に派遣され、俘虜による飛行場建設の監督を行なった。この飛行場建設における俘虜の使役は苛酷極まりなく、俘虜は飢えと病気にさいなまれながら炎天下での労働に酷使された。しかし、実際に俘虜に接して虐待的処遇を実施したり、叱咤・監督したりするのは、もっぱら朝鮮人軍属の仕事であり、日本人軍人らは、いわば、自らは手を汚さずに、朝鮮人軍属らを指揮命令して俘虜の虐待を行なわせた。

一九四四年、朴炳瓚らは、フロレス島から俘虜を後送してジャワ島に戻った。約一年間の強制労働のあいだに、俘虜の数は減り、生き残った者も生死の境を彷徨う状態であった。

朴炳瓚らは、爪哇軍抑留所第二分所(スマラン)に配置され、抑留された英・米・蘭系一般人の監視にあたった。ここでは、女性、子どもを含む約八七〇〇名の一般市民が、各分遣所に分かれて抑留されていたが、食糧、薬品が著しく不足する苛酷な待遇がなされていた。

朴炳瓚らは、徴用当初、期間二年間と告げられて契約したのであるが、約束の二年が経過しても一向に帰還させる様子もなかったため、このころから、朝鮮人軍属らの反抗、日本人軍人らとの衝突が目立つようになり、時には銃を構えて睨み合うこともあった。離島の飛行場建設で俘虜の著しい虐待を強要された経験も、日本人に対する不信と憎悪を一層つのらせる結果になった。

このころ、参謀・松木秀満中佐がジャワを訪れ、軍人・軍属に対して講演を行なったが、松木は「葉書一枚でおまえたちの父母を殺してしまうこともできる。」などと述べ、絶対服従を要求した。

一九四五年一月ころ、朴炳瓚らは、バンドンの憲兵隊タシクマラヤ分遣隊に転属され

た。

敗戦後、朴炳瓚らは連合軍の捕虜となったが、朝鮮人軍属は、日本人軍人と隔離され、しばらくのあいだ自治生活を営んだ。しかし、まもなく朝鮮人軍属らは、俘虜監視員として戦時中日本軍による捕虜虐待の実行者として戦犯の容疑をかけられ、厳しい取り調べと報復的待遇を受けることになった。

朴炳瓚は、まず、ジャカルタのクルドク刑務所に収監されて戦犯の取り調べを受けた。クルドク刑務所の看守は、かつて俘虜として朴炳瓚らに監視されていた人々であったが、朴炳瓚らに対し、食糧は一日ビスケット五枚のみ、私語の罰として独居監禁一〇日などの報復的虐待を加えた。その後、クルドク刑務所に国際赤十字の視察団が訪れて待遇改善を勧告したので、朴炳瓚は、チュピナン刑務所に移送された。しかし、チュピナン刑務所では、玉蜀黍の重湯のみの食事で工場労働に使役された。

朴炳瓚は、チュピナン刑務所で釈放され、帰国のため乗船し、セレベス(スラウェシ)島マカッサル(ウジュン・バンドン)に寄港したさい、朴炳瓚は、再び逮捕され、抑留されて取り調べを受けた。マカッサルにおいて、もと俘虜であったオランダ人大尉が法務官として朴炳瓚の取り調べを担当したが、同大尉は、朴炳瓚が戦時中の捕虜虐待の事実を隠して嘘をついているとして激怒し、所携の定規で朴炳瓚の右目を刺突して失明させた。その後、約六ヵ月間光の差し込まない房に抑留されたあと、朴炳瓚は、ジャワ・チュピナン刑務所に移送され、数ヵ月抑留の後、約三〇日間の取り調べを受け、戦犯の被疑事実でバタビア法廷に起訴された。この間に、チュピナン刑務所では、訴外朴成根など、同僚三名の死刑が執行された。

朴炳瓚は、一九四九年一二月ころ、強制労働五年を求刑され、同二年の判決を受けた。このころ、連合軍から戦犯裁判中止の指令があったため、朴炳瓚は、一九五〇年二月初ころ巢鴨プリズンに移監され、一〇数日後釈放されて帰国した。

朴炳瓚は、一九五〇年三月二〇日ころ帰郷したが、まもなく勃発した朝鮮戦争のため避難し、同年九月初ころ故郷に戻ったが、往時の富農経営を回復するすべはなく、現在まで小作農として細々と生活を立てている。

13 原告李永桓(イ.ヨンハン.軍属)

原告李永桓(創氏改名をしなかったので創氏名はない。以下、「李永桓」という。)は、一九一二年五月二〇日、全羅南道光陽郡津月面において貧しい小作農の四男に生まれたが、一九歳の時、生活打開のため内地へ渡航して就労し、船員として稼働していた。

一九四三年八月ころ、李永桓が船員(機関部操機長)として乗り組んでいた貨物船力行丸が、広島県呉市において陸軍に徴用され、船舶司令部所属・暁第二九四〇船舶輸送船力行丸となり、李永桓ら乗組員は全員、陸軍軍属(傭人)として徴用された。

力行丸は、同年秋ころ、他の八隻の被徴用船舶とともに船団を構成し、軍の物資、兵員を載せて、台湾を経由し、フィリピン、サイパン方面へ航行した。その帰還の途上、一九

四四年一〇月一日台湾沖を航行中、力行丸は、米軍航空機による爆撃を受けて沈没した。

力行丸沈没のさい、李永桓は、同僚の血で真赤に染まった海面に放り出され、自らも右腕が無くなったように感覚がないことに驚愕し、恐怖のあまり日本語で「ヤラレタ！タスケテクレ！」と叫ぼうとしたが全く声が出なかった。李永桓は、意識不明となって浮遊しているところを救助され、台湾・蘇澳付近の野戦病院において、右前腕切断手術を受けた。この事故で李永桓は、右前腕開放性挫滅粉碎骨折などの傷害(入院加療二五〇日以上)を負い、よって、右前腕主関節下切断のやむなきに至り、また、事故のさいの強度の精神的ショックによって、発声が困難となる精神神経的傷害を負った。

李永桓は、東京第三陸軍病院に移され、ここで一九四四年一二月一日から一九四五年八月九日まで入院治療を受け、同年八月二〇日ころ帰国した。

戦後、李永桓は、右腕が肘から無く、発声困難の障害のために、通常の職業に就くことはできなかったので、当初、兄の家で養われた。その後、一九六二年四月二五日婚姻し、一子をもうけたが、子はメキシコへ移住して消息を絶っている。現在、李永桓は、韓国政府から生活保護対象者として扶助を受けて生活している。

李永桓は、前記各障害のため、戦後は職業も家もない「死んだような」人生を送ってきた。この間、日本政府、および韓国政府にしばしば陳情を行ない、正当な補償を求めているが、見るべき回答は受取っていない。

14 原告金鍾大(キム・チョンデ。軍属、遺族)

原告金鍾大(以下、「金鍾大」という。)の父である金判龍(創氏名月城判龍。以下、「金判龍」という。)は、一九一二年一二月二六日、全羅北道任実郡只沙面济洞里(現在は、芳溪里)において出生し、漢学校において儒学、漢文学等を習得後、書堂(朝鮮の伝統的な民間学校)を開いて農村子弟の教育に従事していたが、一九四一年八月三十一日ころ、警察官が济洞里に来て部落の青年たちを駆り出し、身体強健な者を約一〇人選んで連行し、そのようにして只沙面全体から駆り集めた約五〇人をトラックに載せて連行し徴用したさい、金判龍もそのなかにおいて、ともに徴用された。

前記徴用のさい、村人に対しても被徴用者らに対しても、海軍軍属の徴用であることを除いて、赴任先、職務等、具体的条件はなにひとつ知らされなかった。

金判龍は、同年九月ころ、海軍軍属として徴用され、第四海軍施設部に所属し、一九四二年ころ南洋群島方面へ赴任したが、一九四三年ころ、家族に対して消息を絶ち、一九四四年八月八日、パラオ島付近海上において帰国船広順丸が米軍の攻撃を受けて沈没したさい、そのなかにおいて戦死した。

ところが、金判龍の戦死は、当時はおろか、日本敗戦後においても、金判龍の妻である鄭一順(以下、「鄭一順」という。)、金鍾大ら家族に対して公的に知らされたことがなく、家族は、金判龍の生死を永らく確知することができず、葬儀も行なえず、ただひたすら金判龍の安否を気遣って五〇年あまりを過ごしてきた。

その間、鄭一順は、唯一の働き手である夫を失ったため、自ら行商によって生計を立てて子どもたちを育て、長男である金鍾大は、苦学して、一九五六年、全州師範学校を卒業し、教員として勤務しながら大学校、大学院を修了し、一九六八年、全羅北道の山間部の農村である淳昌郡東溪面に私立中学校を設立して農村子弟の教育に身を捧げ、志半ばにして日本の無法極まる徴用の犠牲となった父金判龍の遺志を受け継いで今日に至っている。鄭一順は、永年の行商のため頭痛・神経痛に悩んでいる。

15 原告安相浩（アン・サンホ。軍属、遺族）

原告安相浩は、一九四三年三月二九日生で、亡安永湜（アン・ヨンシ。創氏名安本永湜）の長男である。

安永湜は一九二一年三月五日、慶尚南道陝川郡草溪面新村里五一二番地で出生した。その後同人は渡日し、一九三八年四月頃、日本大学工学校（予科）に入学したが、広島のおどん製造工場で働いていた。一九四二年いったん帰郷して原告の母である慮甲増と婚姻したものの、同年六月には、妻と当時胎児であった原告を残して再び渡日した。そして一九四三年頃、海軍に軍属として徴用され、西日本汽船株式会社の加智山丸の乗組員として労働させられ、一九四三年九月一九日、日本国「本邦南方海面」で戦死した。一九四四年八月ころ、朝鮮総督府から「安本永湜が一番大切にしていた物を送るように」との連絡を受け、母が父の本を一冊送ったところ、一ヶ月後にその本が入った骨箱が家に送られ載死したとの通知が来た。しかし、父の遺骨はついに帰らなかった。

あとに残された妻慮甲増は若くして夫を失い、生まれたばかりの原告をかかえながら・再婚もせずに、縫製仕事で生計を立てた。原告は、一度も父の顔を見ることなく、ただ母の苦労を見ながら育ち、一六歳で釜山に出て、新聞配達をしながら高校に通い、一九八七年仏教大学に入学、一九八九年同大遇子を卒業した。原告は、せめて母の生きているうちに父の遺骨を探し、戦死した父と、遺族の物的精神的苦痛に対する補償が実現することを望んでいるものである。

16 原告崔金順（チェ・クムスン。軍属、遺族）

原告崔金順（以下、「崔金順」という。）は、一九二四年十一月二日出生した。

崔金順の夫である姜大赫（創氏名滑川大赫。以下、「姜大赫」という。）は、一九一八年九月二七日、全羅北道高敞郡星松面において富農の次男として生れ、普通学校を卒業し、一九四二年春ころ崔金順と結婚した（婚姻申告は一九四三年二月二〇日）。

一九四二年七月ころ姜大赫は、海軍軍属の徴用令書を受取った。逃亡しても逮捕されることがわかっていたことや、高給が提示されたことから、姜大赫は徴用に応じ、同じ面からの数名の被徴用者とともに出発した。

姜大赫は、海軍軍属として徴用され、釜山からの「きょう船に乗った。」との手紙を最後に、家族に対して消息を絶った。その後、一九四三年ころ、芝浦海軍施設補給部から、家

族に対して、姜大赫が同年一月二二日ニューギニア東部で失踪した旨の通知が送付された。さらに、一九四五年二月八日付で、横須賀海軍人事部長から、姜大赫がニューギニア方面で一九四三年一月二二日戦死した旨の戦死通知が送付された。しかし、この経過からも明らかなように、姜大赫の戦死の日として一九四三年一月二二日は信憑性が乏しい。むしろ、崔金順の婚姻申告がなされた同年二月二三日以後、一九四五年ころまでのあいだに戦死したと認めるのが相当である。

戦後、崔金順は、病に臥した義父母の看病をしつつ、婚家の農業経営を切り盛りした。義父母は、一九六〇年ころ相次いで死亡し、一九六五年には義弟が家産を蕩尽したため、崔金順は単身ソウルに出て家政婦などをして生活した。崔金順は、一九六八年帰郷し、現在まで農業日雇いなどで細々と生計を立てている。

17 原告申成雨(シン・ソンウ。軍属)

原告申成雨(創氏名高原成雨。以下、「申成雨」という。)は、一九二〇年五月九日、全羅北道淳昌郡赤城面において出生し、漢文書塾で学んだあと、普通学校第三学年に編入し、一九三六年、普通学校を卒業した。その後、京城に出て日本人の商店で三年間働いて帰郷し、一九四〇年ころ結婚した(婚姻申告は、一九四二年二月二二日)。

申成雨は、一九四一年一二月八日ころ、里庁から期間二年の約束で徴用を受け、海軍軍属(工員)として佐世保海軍施設部に配属され、約一ヵ月の訓練ののち土木作業に使役された。相原告趙武雄の父・趙殷鐸は、申成雨と同時に徴用され班長となったが、申成雨は、趙殷鐸の部下として行動をとりにした。

申成雨らは、最初、相浦の第二海兵団練兵場の拡張工事に従事し、その後、諫早に移され、飛行場建設工事に配置された。

これらは、いずれもトロッコなどで土石を運搬する仕事で、食事も十分でなく、申成雨らは空腹のまま早朝から日没まで酷使された。

一九四三年一二月、約束の二年の満期が来たので、申成雨は、故郷に帰すよう要求したところ、当局者から、期間更新に同意しなければ軍法会議に回すと脅され、やむなく同意した。

申成雨は、約二週間の一時帰郷後、一九四四年一月ころ、昭南島第一〇一海軍施設部に転属されてシンガポールへ向け移動した。同年五月ころフィリピン・マニラで約一ヵ月間、飛行場建設作業に従事したあと、同年六月三〇日ころシンガポールに到着した。労務係二等記録員として、今度は現地人クーリーの労働を監督する立場になり、マレーシア・バドバ市の飛行場建設地で部隊長・後藤海軍技術大尉、中隊長・館野海軍技術中尉の指揮の下に配置された。ここには、現地徴用の労務者約一五〇〇名とジャワから強制連行された労務者約五〇〇名が使役されていた。館野中尉は、申成雨らを寸時の暇もなく酷使して、労務者の作業を急がせ、また、ことあるごとに「鮮人のくせに」と差別的言辞を発して朝鮮人軍属に当たり散らし、暴行した。(館野中尉は、敗戦後、申成雨を呼んで謝罪したあと自

決した。)

やがて、飛行場はほぼ完成し、申成雨はシンガポールの施設部に戻り、第二中隊資材係に勤務した。

シンガポールでの給与は、現地手当を含めて約一〇〇円程度であったが、申成雨に支払われたのは二〇円程度で、その余は現地貯金とされ、除隊時には、三〇〇〇円以上の未支給金があった。

敗戦後、申成雨ら朝鮮人軍属は英国軍の捕虜となり、密林で、不十分な食事で農場建設に使役され、報復的待遇を受けた。その後、シンガポール・セレタ収容所に収容され、英国艦隊司令部・ヒックス海軍中将の指揮下に、弾薬の処理に従事した。

ヒックス海軍中将は、申成雨ら元朝鮮人軍属に対して、戦時中日本軍での待遇、作業の種類、作業量などの調査を行ない、調査の結果判明した賃金未支給分(現地貯金分)について、シンガポールの日本海軍司令部に指示して、「未給証書」を発行させた。これにより、申成雨は、第一南遣艦隊司令長官海軍中将福富名義の「未給証書」を受取った。

右「未給証書」に記載された未払金三〇〇〇円を、当時の貨幣価値の四〇〇〇倍にあたる現在の貨幣価値に換算すると、一二〇〇万円となる。

申成雨は、一九四六年四月二〇日帰国したが、同年五月ころ南方で感染した熱帯性熱病が発病した。その後、同年一二月、韓国政府の実施した面書記試験に合格し、研修後、一九六〇年まで赤城面地方主事として勤務した。その後、養蚕、畜産等の経営を試みたが、いずれも価格暴落等で失敗し、一九八五年から零細農に転落して現在に至っている。申成雨は、これまで、シンガポールでの未払賃金について、支払いを求めため努力してきたが、いまだに支払いを受けられないでいる。

18 原告趙武雄(チョ・ムウン。軍属、遺族)

原告趙武雄(以下、「趙武雄」という。)は、訴外趙殷鐸(創氏名玉川信一、通名玉川忠一。以下、「趙殷鐸」という。)の子である。

趙殷鐸は、一九二五年四月二日、全羅北道淳昌郡赤城面において出生し、普通学校卒業後、面事務所の給仕として働いていた。

一九四一年、趙殷鐸は、面事務所から「待遇が良く、名誉ある仕事である。」と言われ、軍属として徴用された。期間は二年と言われた。

趙殷鐸は、同年一二月八日、班長として約二〇名とともに出発した。

当時、趙殷鐸は、妻・姜甲順と事実上結婚しており(婚姻届は一九四一年三月一二日)、妻は妊娠中であった。趙武雄は、一九四二年六月二七日出生した。

趙殷鐸は、あとに残す妊娠中の妻や、母、弟のことが心配であったが、徴用を拒みようもなかった。

趙殷鐸は、徴用軍属の特別列車で淳昌から南原、大田を経て、釜山から輸送船に乗せられ、佐世保に着いた。大田には、全羅南北道から一五〇〇人ないし二〇〇〇人が集められ

ていた。

趙殷鐸は、佐世保海軍建築部(長崎県佐世保市)に配属され、一か月の軍事教練を受けた後、相浦の海軍施設工事(トロッコでの土石運搬作業)に従事させられた。朝鮮人の班長は、朝鮮人が任命され、趙殷鐸は、班長だった。部隊では宮城遥拝、国民誓詞等の皇民化教育が行なわれた。

一九四一年春ころ、待遇が約束と違うため多数の朝鮮人軍属が宿舎を出たので、部隊の連絡を受けて憲兵と朝鮮総督府の係官が来た。結局交渉で解決したが、その際、憲兵に殴られて傷害を負った者もいた。長崎県東彼杵郡宮村の清水部隊第七中隊第二分隊に移り、さらに、一九四三年八月ころから諫早で飛行場建設工事(トロッコでの土石運搬作業)に従事し、そこで二年の契約満期を迎えたが、再契約を迫られて拒否することができず、再契約した後、第二二五設営隊の小隊長になり、フィリピン・ダバオ方面に向かった。そして、その地で趙殷鐸は、一九四五年九月二三日マラリアに罹患して死亡した。

趙殷鐸の給料の一部は、天引貯金にされた。

故・黄周氏によって遺髪が持ち帰られたが、遺骨は戻らなかった。

趙殷鐸の徴用後、家族は木の皮などで飢えを凌ぐ生活を強いられた。戦後、趙殷鐸の妻、母とも相次いで死亡し、趙武雄は孤児同然の境遇となった。

19 原告李種鎮(イ・チョンジン。軍属、遺族)

原告李種鎮(以下、「李種鎮」という。)は、一九四四年三月五日、江原道横城郡隅川面において出生した。

李種鎮の父である李明永(創氏名徳永明永。以下、「李明永」という。)は、一九一八年一月一二日、朝鮮江原道横城郡隅川面において出生し、普通学校卒業後、沙防工社に勤務していたが、一九四一年一月三〇日ころ、軍属(海軍工員)として徴用され、一九四三年七月ころ一時帰郷後、一九四五年六月二〇日フリピン、ルソン島マニラ東方山中において戦死した。

父である李明永が戦死し、その後の補償等も全くなかったため、李種鎮ら遺族は困窮し、伯父のもとに引き取られたが、ために伯父も窮迫した。一九五〇年ころ李種鎮の母は家出し、李種鎮も両親のいない境遇に絶望のあまり、一九六二年ころ自ら胸を刺して自殺しようとしたことがある。その後、成人してからは結婚式場、衣料店を順次経営して現在に至っている。

20 原告金堯攝(キム・ヨソプ。軍属)

原告金堯攝(創氏名金原堯攝。以下、「金堯攝」という。)は、一九二三年一〇月一五日、慶尚南道梁山郡機張面において貧しい漁師の次男として生れ、両親とともに働いて成長したが一九四一年一〇月ころ海軍軍属(工員)として徴用された。金堯攝は、徴用令書を渡された翌日の朝、長安面事務所に集合して身体検査等を受け、さらに約二日後東萊郡庁に集合

して釜山へ引率され、呉軍港で奥村部隊に配属され(軍番イ三五七二)、パラオを経て、一九四一年一月初ころラバウルに到着した。

当時ラバウルでは、朝鮮人および台湾人の軍属合計一万人あまりが、激しい空襲の合間を縫って飛行場の修築、塹壕掘りなどの作業に使役されていた。金堯攝も、厳しい監視と竹刀による暴行の下で、これらの土木工事に使役された。金堯攝の宿舎は家畜小屋のような構造と状態であり、食糧の補給も途中から途絶えてしまった。金堯攝は、日本が勝てば故郷に帰って安らかな生活ができるという一心で厳しい労働環境に耐えた。

なお、俸給については、本人に対しては煙草の配給のみで金銭の支給はなく、家族への送金も皆無であった。

一九四五年八月五日期、金堯攝は、作業中空爆を受けて左腕に重傷を負い、現地の野戦病院で手当てを受けたが、左腕を肩先から切断するのやむなきに至った。また、この時負傷した腰部と頸部には、砲弾の破片が現在でも残っている。

一九四六年三月初期帰国した金堯攝は、一九五五年婚姻したが、身体傷害を負った身では満足な仕事がなく、足の悪い妻とともに細々と小作地を耕して暮らしてきた。

2 1 原告文炳煥(ムン・ピョンファン。軍属)

原告文炳煥(創氏名文平炳煥。以下、「文炳煥」という。)は、一九一六年一〇月九日、全羅南道長興郡長平面において出生し、普通学校を卒業した。

一九四三年二月初期、文炳煥は、面事務所から呼び出されて無条件で釜山に行くようにと命ぜられ、翌日同じ部落の者三人で釜山に連れて行かれ、そのまま軍属(海軍工員)に徴用され、第四海軍施設部に所属し、多数の被徴用者とともにミレー島へ移動した。

ミレー島到着後、文炳煥は、ミレー本島において毎朝八時から日没まで飛行場建設などの土木作業に使役された。

一九四三年一〇月初期、文炳煥は、軍幕舎の建設作業中、雨に濡れた木材を加工していた時、製材鋸に手を引き込まれ、両手指に入院加療約一カ月の傷害を負い野戦病院に入院したが、退院後、左手第三指と第四指が欠け、右手第三指、第四指、第五指の用を廃した状態となった。しかし、退院後は再び土木作業に使役された。

一九四四年一月初期、ミレー本島では食糧が底を突いたため、日本軍は、各小島にばらばらに分かれて食糧を採集し、飢えを凌ぐこととなった。文炳煥は、日本人軍人二名、朝鮮人軍属六名で本島近くの無人島に移り、飢餓状態で約一年間、食糧採集生活を送った。文炳煥らは、自分たちの食糧を確保するだけでなく、月に一～二回椰子の実を焼いて本島の警備隊司令部に運ぶ任務を課せられた。

一九四五年春初期、文炳煥は、米艦艇から攻撃を受けたさい、島の八名全員が投降した。この時には、文炳煥らは飢餓のために腹が膨れて内蔵が透けて見える状態であった。その後、ハワイ捕虜収容所に収容されたあと、一九四六年六月初期帰国した。

戦後、文炳煥は、一九四七年六月初期結婚したものの(婚姻申告は、一九五三年一〇月二

七日)、両手指の障害のために労働に就けない状態であるため、農事によって若干の家計補助をしつつも、妻の収入に頼って生活している。

2.2 原告朴鍾元(パク・チョンウォン。軍属)

原告朴鍾元(以下、「朴鍾元」という。)は、一九二三年六月三〇日、全羅南道光山郡河南面(現在は、光州直轄市光山区)において地主の長男として出生し、潭陽郡大田面に移転して普通学校を卒業したが、一九四二年二月ころ、大田面長から、「軍属に行け。一年の期間で、月給は一三五円出す。」などと執拗に誘導されて、これに応じ、同年三月二日、光州駅に集合した約五〇〇名とともに、日本人憲兵らの監視を受けて釜山に引率され、各地方から集められた数千名とともに第四海軍施設部所属軍属(海軍工員)として徴用された。

朴鍾元らは、一九四二年三月二〇日ころ、他の朝鮮人軍属らとともにミレー島(マーシャル群島中ミレー環礁)に到着した。当時、ミレー島では、約一万名の朝鮮人軍属が警備隊司令部のあるミレー本島において、日本人軍属らによる暴力的監督の下で飛行場建設工事に使役されていたが、朴鍾元は、右工事の守衛として勤務した。

一九四三年春ころ、食糧輸送船が到着したさい、米軍機による大規模な空襲があり、日本人約一〇名、朝鮮人約八〇名の犠牲者を出した。そのさい、朴鍾元は、鼓膜破損の傷害を負い、難聴の障害を残した。

一九四四年一月ころ、補給が絶たれて食糧がほとんどなくなったため、ミレー島の日本軍は、環礁の各小島に分かれて生活することとなり、朴鍾元は、日本人軍属約二〇名、朝鮮人軍属約一二五名とともに、チェルボン島へ移った。チェルボン島では、鼠、蛇、魚等の食物を採集する毎日であったが、同年二月二三日および同月二七日、隣接する無人島に食糧探しに行った朝鮮人軍属各一名が日本人軍属二名に殺害され、日本人軍属二名は、被害者の肉を食したうえ、残った肉をチェルボン島に持ち帰り、「くじら肉」と称して同僚に食させた。

同月二八日、被害者となった二名が帰ってこないのを気遣った朝鮮人軍属数名が前記無人島に行って食人の事実を知った。朝鮮人軍属らは、このまま食物が乏しくなっていけば、武器を多く持っている日本人が朝鮮人を殺して食糧にするのは必至であることを思い、これを避けるためには日本人らを殺害することも止むを得ないと考え、日本人に信用の高かった朴鍾元をリーダーとして結社し、同年三月一日未明、右殺害計画を実行に移そうとした。しかし、計画は途中で発覚し、日本人と朝鮮人の間で銃撃戦となり、日本人軍属らは、島から脱出して救援を求めた。

同日午後三時ころ、環礁内ルクノール島の海軍陸戦隊約六〇名が、チェルボン島を攻撃し、波打ち際で、島内の朝鮮人軍属およびワータック酋長以下マーシャル人と銃撃戦になったが、武器の多い日本側が圧倒的に優勢であり、朝鮮人・マーシャル人側は弾が尽きた。しかし、日本人陸戦隊員らは、降参して手を挙げる朝鮮人をも銃撃し、朝鮮人軍属約一〇〇名およびマーシャル人住民約三〇名を捕らえて、全員を銃殺または斬殺にした。これに

より、チェルボン島に住んでいたマーシャル人は、女、子ども、老人まで、皆殺しにされたため、チェルボン島は、現在に至るまで無人島となっている。

このとき、朴鍾元は、朝鮮人軍属一四名とともに脱出し、沖にいた米軍に助けを求めて救助された。

上の朝鮮人軍属およびマーシャル人住民に対する鎮圧と迫害は、ミレー島警備隊司令志賀大佐の指揮監督下に行なわれた。

朴鍾元は、ハワイ捕虜収容所に収用されたあと、一九四六年一月帰郷し、一九四九年婚姻したが、チェルボン島での残虐な戦禍の幻像にしばしば襲われ、強度の精神衰弱と精神錯乱をきたしたため、妻も家出してしまった。そこで、精神治療のため全羅北道内蔵山の寺院に入山して一九五五年まで修業し、下山後、一九五七年から漢薬種商を営んで細々と生計を立ててきた。一九七〇年ころ、ミレー島で生死をともにしてきた訴外ナ・キョルフンが戦傷の後遺症で死亡したとの知らせを聞いて卒倒し、それ以来、左側手足が完全に麻痺して歩行困難となり、漢薬種商も廃業した。現在まで闘病生活を続けている。

一九八七年、朴鍾元は、チェルボン島を訪れて戦友である朝鮮人軍属らの慰霊を行なっている。

23 原告高允錫(コ・ユンソク。軍属、遺族)

原告高允錫(以下、「高允錫」という。)は、一九二八年十一月一日、全羅南道光山郡大村面において出生した。

高允錫の父である高在龍(創氏名高在龍、通称高在萬。以下、「高在龍」という。)は、一九〇一年七月二日同面において自作農家の長男に生れ、一九二一年四月四日婚姻し、家業に従事していたが、一九三〇年代初頭以来の打ち続く凶作、飢饉のため経営打開に苦しんでいたところ、一九四二年ころ、同じ面の約一四人とともに軍属に徴用された。

家族らは、高在龍が徴用にとられると主要な働き手がいなくなることから、極力行くことに反対した。また、実際に徴用の通知を受けながら逃亡した者も、面に何人かいた。しかし、凶作のため生活が苦しく、町に出ても仕事がないことや、当時、太平洋戦争緒戦の勝ち戦が続いていたこと、月二二五円の高給を提示されたことなどから、高在龍は徴用に応じた。(もっとも実際には、現地で月五円程度の俸給が支払われ、家族には二回合計約一〇〇円の俸給送金があっただけで、その余は、今日に至るまで支払われたことがない。)

高在龍は、同年三月二日、光州駅に集合し、被徴用者約五〇〇名とともに出発し、軍属(海軍工員)として徴用され、第四海軍施設部に所属した。その後の移動経路・状況等は、相原告朴鍾元と同じである。

高在龍は、一九四二年三月二〇日ころミレー島に到着し、一九四四年一月ころまでミレー一本島において飛行場建設工事に従事した。その後、食糧難からミレ!島の日本軍が各小島に分かれた際、高在龍は、朴鍾元らとともにチェルボン島へ移動した。

一九四五年二月二三日からの日本人軍属による食人事件の際、高在龍は、朴鍾元らと

もに結社して日本人軍属らに抵抗し、同月二八日の海軍陸戦隊約六〇名の攻撃に対しても、朴鍾元らとともに戦った。やがて弾が尽き、陸戦隊員らが上陸してきたとき、高在龍を含む約一〇名の朝鮮人軍属は、漁携用発破火薬で自爆して、みずから命を絶った。

高在龍の死亡時すでに満一六才になっていた高允錫は、戦後、小学校、中学、高校の教員を歴任して、父亡き後の家族の生活を支えた。

高在龍の不慮の死について、遺族らは、チェルボン島から生還した訴外李明休らの報告で知ったが、戸籍は、一九四五年三月五日に本籍地で死亡したものとして一九五二年五月二〇日申告し整理した。その後、一九七五年六月二〇日付光州地方法院決定により、死亡場所を「南太平洋マーシャル群島」に訂正した。

24 原告李潤宰(イ・ユンジェ。軍属)

原告李潤宰(以下、「李潤宰」という。)は、一九二【年二月二八日、全羅北道金堤郡聖徳面において自作農家の長男として出生し、国民学校卒業後家業に従事するなどし、一九四一年一二月婚姻したが、一九四二年九月二〇日ころ、身体強健であったため聖徳面長から志願兵に志願するよう強要され、これを拒否するや、軍属に徴用された。聖徳面長から、この徴用は一年間であり、月一二〇円の高給であると言って説得されたため、徴用から逃げずに応じたものである。実際には、一年間の期限が経過しても帰されることはなく、引き続き労務に従事させられたのであり、俸給も、徴用当初は、初めの六ヵ月各月一二〇円、その援各月二一五円、六ヵ月ごとに賞与七〇円との説明であったが、実際には月一〇円程度のほかは支給されることがなかった。

李潤宰は、同年一一月ころ、第四施設部所属海軍工員として徴用され(認識番号一一五五二)、同月一八日、朝鮮人軍属約二三五名とともに釜山を出発し、トラック島を経て、同年一二月初め、マーシャル群島中ブラウン環礁エンチャビ島に到着した。

エンチャビ島において、李潤宰ら朝鮮人軍属は、日本人らの暴力による監督の下で飛行場拡張工事に使役され、海岸埋め立て、滑走路拡張のための土石の運搬などに従事した。日本人軍属(?)らは、李潤宰らの作業が遅いと、角棒で殴打し、作業が速いと、ノルマを一層重くした。朝鮮人軍属の食事としては、腐敗した少量の麦飯と梅干しなどを支給されるのみであり、住居としては、南京虫等の巢食う組立て式のバラックに、各部屋二〇名あまりずつ入れられた。発狂した者は、監禁して食事を与えず、負傷した者が医務室に行って治療を求めれば、棒で殴って追い返した。そのため、朝鮮人軍属は、傷の手当てもできず化膿させるほかはなかった。

一九四三年九月初めころ、李潤宰が、工作中同僚と韓国語で会話したところ、監督者である日本人平山から角棒で殴打され、左脚に打撲傷を負ったが、十分な手当てがないまま化膿した。

エンチャビ島は、一九四四年一月三一日ころから同年二月一九日ころまで、米軍の激しい攻撃を受け、約二〇日間の空爆、艦砲射撃によって、同島の日本軍はほとんど全滅した。

そのさい、李潤宰は、他の朝鮮人軍属三名とともに、傾斜地に穴を掘って隠れ、軍に命じられていた自決を敢えてせず、米軍の捕虜となり、ハワイ捕虜収容所に収用された。

李潤宰が徴用されてから、軍による俸給の家族送金等は全くなされなかったため、妻は困窮し、一九四三年六月七日長女仙玉を生んだものの、仙玉は一九四四年四月七日死亡した。

一九四五年四月ころ、家族らは、李潤宰の戦死公報と、横須賀海軍鎮守府司令長官名の弔辞を受取り、突然の計報に接して悲嘆に暮れた。

李潤宰は、日本敗戦後捕虜収容所から釈放され一九四六年一月五日帰宅し、抹消されていた戸籍を復活させた。しかし、日本政府当局は、ブラウン島に徴用された朝鮮人軍属を一括して「戦死」として「玉碎名簿」に記録するのみで、正確な生死の調査確認すら行なわず、戦死者遺族に対する死亡通知も不備極まりなく、あるいは死亡通知すら行なわず、李潤宰については、現在に至るまで死亡者として取り扱っている。

李潤宰は、エンチャビ島での苛酷な生活のため、戦後、心臓および腎臓の疾患を患い、通常の労働ができない身体となったことから、一般雑貨、煙草等の露店をして細々と生活してきた。

25 原告韓文洙(ハン・ムンス。軍属、遺族)

原告韓文洙(以下、「韓文洙」という。)は、一九四二年七月一五日、全羅南道求礼郡馬山面において出生した。

韓文洙の父である韓斗錫(創氏名西原一呂)は、一九一五年七月七日同面において自作農家に生まれ、高等普通学校を卒業後、一九三七年八月四日婚姻し、求礼郡庁に勤務するなどしていたが、原告が出生してまもない一九四二年一二月ころ、馬山面事務所から徴用令書を受取り、軍属(海軍工員)として徴用された。

韓斗錫は、第四海軍施設部に配属され、一九四四年二月二四日ころ、ブラウン島において戦死した。

韓斗錫の戦死については、横須賀海軍人事部長からの通知に基づいて、同年五月一日戸籍に「南洋群島方面において戦死」との記載がなされたが、戦死場所・状況等の詳細は、永らく遺族らにも知らされることがなく、韓文洙らは、一九九一年七月三一日、「東亜日報」紙上にブラウン島死亡者名簿が掲載された時に初めて、父の戦死場所の詳細を知った。右名簿は、日本厚生省が終戦当時から保管していた「ブラウン玉碎者名簿・功績班」を入手し、その朝鮮人軍属の部分を公開したものであって、日本国は、韓斗錫の死亡場所の資料を所持しながら、これを秘匿し、韓文洙ら遺族に対してその内容を通知することなく放置していたものである。

もちろん、韓斗錫の遺骨は、遺族らに還されておらず、遺骨の搜索も行なわれていない。

戦後、唯一の男手を奪われた遺族らは、農地を切り売りしていくほかなく、韓斗錫の妻

の行商、内職によって細々と生計を立てる状態であった。韓文洙は、家では暖房もなく、学校にも満足に通えない状態であったが、一九六五年五月求礼中学校中退後、農業に従事し、現在は木製品卸売業を営んでいる。

26 原告金容琪(キム・ヨンギ。軍属、遺族)

原告金容琪(以下、「金容琪」という。)は、一九三一年九月一八日、全羅北道井邑郡笠岩面において出生した。

金容琪の兄である金容喆(創氏名金光容喆。以下、「金容喆」という。)は、一九二一年七月二五日、同面において貧しい小作農の次男として生れ、普通学校卒業後、家業の補助、鉄道勤務などをしてきた。金容喆には男の兄弟が四人おり、男手の多い家庭であるため早晩誰かが徴用にとられるものと恐れていたところ、一九四三年十一月二五日期間事務所から連絡があり、金容喆が徴用された。金容喆は、同じ面の二人とともに井邑郡庁に集合し、軍属(海軍工員)として徴用され、約二〇〇名の被徴用者とともに出発した。その後、第四海軍施設部に所属し、ブラウン島に派遣されて飛行場建設等に使役され、一九四四年一月三日期間ブラウン島において死亡した。

ところが、金容喆の死亡については、公の死亡通知が全くなされていないため、金容琪ら遺族は、死亡申告によって戸籍を整理することもできないでいたが、一九六一年九月一三日、やむなく、本籍地で死亡したものとして申告し整理した。その後、一九九一年八月一日、地元の新聞がブラウン島死亡者名簿を掲載した時に、初めて遺族らは、金容喆が一九四四年二日期間米軍による総攻撃の際ブラウン島で戦死したとの情報を四七年ぶりに得た。日本国は、遺族にとって極めて重要な情報を通知も公開もすることなく、実に半世紀あまりのあいだ秘匿しつづけてきたものである。

しかしながら、金容喆の死亡の原因については、右と異なる情報もある。それは、右総攻撃に先立つ一九四四年一月三日期間、ブラウン島において日本人兵士によって殴り殺されたというもので、総攻撃前に病気のために帰還を命ぜられた朝鮮人軍属が、同年八日期間遺族らを訪ねて知らせたものである。

もし、金容喆が米軍のブラウン島攻撃によって戦死したものとすれば、その戦死公報がなされないのは不可解である。このことは、兵士に撲殺されたとする第二の情報に信憑性を与えるものである。

よって、金容琪は、金容喆の死亡原因として、ブラウン島での任務遂行中に日本軍人による殺害の犠牲となったことを主張する。

子をもうけることなく死亡した亡・金容喆の相続人である父・金可洙は、一九七五年一月二二日、井邑郡笠岩面の本籍地において死亡し、金容琪がこれを相続した。

金容琪は、一九五四年、井邑農林高等学校を卒業して韓国軍に入隊し、一九五八年除隊ののち、一九六〇年から味元株式会社勤務を経て同社代理店を営んだが、一九八〇年に廃業した。

27 原告朴壬善(パク・イムソン。軍属、遺族)

原告朴壬善の父である朴載甲(創氏名竹村載甲)は、一九〇八年十一月五日、忠清南道青陽郡雲谷面において出生し、普通学校卒業後、一九三二年婚姻し、小作農家として生活していたが、一九四一年八月ころ青陽郡において海軍軍属の徴用が行なわれ、約四〇人の男たちが狩り出されて郡庁の庭に集められたさい、朴載甲もそのなかにいた。朴載甲ら被徴用者は、郡庁職員らの厳重な監視のもとでトラックに載せられ拉致された。

朴載甲は、海軍軍属(工員)として徴用され、第四施設部に配属され、釜山、内地を経て、同年九月ころナウル島に到着し、土木作業等に使役された。当時、南洋諸島方面においては、日本軍の食糧補給は不十分であり、朝鮮人軍属らの食生活は悲惨を極めていたが、朴載甲も、故郷の家族に対して便りをするたび胃腸薬がほしいと訴えていた。

一九四四年二月一日ごろ、朴載甲は、ナウル島において食中毒により戦病死した。

ところが、朴載甲の遺族らに対して、戦死公報など公の戦死通知は一切なく、ようやく一九四六年七月ころ、故郷に生還した同僚軍属によって朴載甲の死亡の報がもたらされたので、戸籍に死亡の記載をすることができた。

朴載甲が徴用され死亡したため、残された家族の生活は窮迫し、朴載甲の妻、および長女である原告朴壬善が農耕、機織、縫製などによって細々と生計を立てた。

28 原告呉壬順(オ・イムスン。軍属、遺族)

原告呉壬順の兄である呉庚煥(創氏名竹田敏夫)は、一九二二年五月五日、京城府中区において出生し、培材高等普通学校卒業後、内地に留学し、一九三四年慶応義塾大学予科に入学した。呉庚煥は、大学在学中「田中讓二」などのニックネームでボクシングの選手として活躍し、一九三六年ころにはライト級三位となって脚光を浴びた。その後、一九四二年、明治大学商科を卒業している。

一九四三年一月四日ころ、呉庚煥は、東京・中野区において海軍軍属として徴用され、同年十一月六日、呉軍港を出発して南方諸島方面へ赴き、同年二月十九日、ビスマルク群島方面において戦死した。

ところが、呉庚煥の戦死後も、あたかも同人が生きているかのように、故郷にいる父呉聖根に対して呉海軍鎮守府からの月俸の送金が続けられた。一九四四年九月三日、呉庚煥が戦死したのではないかという情報を得た父が、東京市中野区役所に照会したところ、月俸の送金は来なくなり、同年一月二日ころ戦死公報が送られてきた。

原告呉壬順は、学校教員を勤めたあと一九四四年結婚し(婚姻届は一九四六年)、現在までソウルにおいて主婦をしている。

29 原告成興植(ソン・フンシク。軍属)

原告成興植(創氏名成本興植。以下、「成興植」という。)は、一九二七年一月二〇日、全

羅北道南原郡徳果面において出生し、『九四二二ころ中学校を卒業した。

成興植の四人の兄及び二人の同居の叔父は、一九四〇年から一九四二年までの間に、農作業中日本人警官らに拉致されるなどの方法で相次いで徴用され(国民徴用令の適用有無に拘らず、実質的徴用を含め「徴用」という。以下、同じ。)、北海道、九州の炭鉱および南洋諸島にそれぞれ送られた。

成興植は、同居家族のうちの男手が全員徴用されたことから、次は自分が徴用されることを恐れ、友人の親戚の家等に身を隠すなどしていたが、一九四三年四月初ころ、帰宅しており、区長から徴用に応じるよう説得された。そのさい、「馬の先生をする。給料は一〇〇円」などと好条件が示されたため(当時、面長の給料が三〇円であった。)、強制的に条件の悪い炭鉱等へ送られるよりはよいと考え、これに応じた(もっとも、徴用後、実際の給料は当初約六〇円。うち約五〇円は「規約貯金」とされて受領できず、支払われた給料はわずかであった)。

成興植は、同年五月六日南原を出発し、南原郡約一五名、全羅南北道合計約五〇名とともに関東軍第五九部隊の軍人に引率されて、満州・新京付近へ赴き、同月八日、陸軍軍属として関東軍第一野戦補充馬廠・満州第五九部隊(のち第一五五【四部隊と改称)に入隊し、訓練および飼育、雑役等の任務についた。

当時、関東軍においては、性質粗暴で危険な蒙古馬の飼育は、もっぱら朝鮮人軍属にさせており、成興植らも、とくにその用途のため徴用されたものである。部隊、とくに内務班において、成興植ら朝鮮人軍属は、とくに苛酷な待遇を受け、暴行・虐待された。

一九四三年ころ、原告は、上官であった外川軍曹から暴行を受けて、頭部打撲により後記傷害一覧表記載二の傷害および後遺症を負った。

同年一二月ころ、成興植は、零下約三〇度の酷寒下、乗馬障害物訓練中落馬し、頭を強く打ち脳震盪を起こしたが、上官であった佐藤軍曹は、一切の手当てを許さずに訓練を続行したため、成興植は、後記傷害一覧表記載二の傷害および後遺症を負った。

一九四五年八月一〇日ころ、ソ連軍の爆撃が激しくなったため、成興植の部隊は通化へ向かって移動を開始した。その途上、同月一五日ころ、成興植は、蒙古馬を放し飼い飼育中、これに強く蹴られ、後記傷害一覧表記載三の傷害を負ったが、部隊は成興植を置き去りにして行軍を続けた。成興植は、九死に一生を得て部隊に追い付き、同年八月二四日、朝陽鎮において解傭・除隊され、自力で鴨緑江岸(朝鮮側)満浦鎮に達し、ここではじめて右傷害の治療を受けた。

解放後、成興植の家族中、長兄、次兄、および三兄は、炭鉱から帰還したものの塵肺に冒されており、三兄はまもなく死亡した。南洋諸島へ軍属として徴用された四兄は、帰還せず、戦死公報もなく、ながらく生死不明であったが、一九七〇年ころ、日韓条約の際に日本政府から韓国政府に渡された被徴用死亡者連名簿を閲覧することを得たところ、マリアナ諸島近海で戦死していたことを知った。また、成興植の母ら留守家族は、戦時中の飢餓生活のため衰弱していたが、解放後相次いで死亡した。

解放後、成興植は、肉親をつぎつぎに失い、自らも頭痛、意識喪失、歯根疼痛などの後遺症に悩み、この障害のために一定の職業に就くこともできず、親族の援助に頼って生活した。成興植は、現在も子女の助けによって延命している実情である。

傷害一覧表

	傷 害	後遺症
一	下顎右側第二大臼歯舌側変異、及び重症度周炎、上顎左側第二大臼歯歯廊破絶。下顎左側第二大臼歯損失。上顎左右中切歯及び上顎右側切歯損失。	上に同じ
二	脳損傷	頭痛、記憶力障害、間欠的意識喪失
三	右上腕部骨折	無

30 原告姜仁昌(カン・インチャン。軍属)

原告姜仁昌(創氏名山田仁昌。以下、「姜仁昌」という。)は一九二〇年一月九日、慶尚北道英陽郡首比面において農家の長男として生れた。

一九四四年五月一七日ころ、姜仁昌と家族が大麥の刈り入れをしていたとき、警察官、面書記らがやってきて姜仁昌を英陽警察署に連行した。英陽警察署では、署長(日本人)から、「大邸の飛行場建設に連れて行くが、一ヵ月、長くても三ヵ月で帰す。」旨の説明を受け、翌日の集合を命ぜられて帰宅した。

翌日、英陽郡庁前広場に姜仁昌を含む約一八〇名が集合し、英陽警察署長、同警部主任、および朝鮮人巡査らの監視の下に列車で大邸へ移動し、大邸第二四連隊に入隊した。

ところが、大邸では、約一週間訓練を受けた後、再び列車に載せられて厳重な監視の下に清道、密陽を経て釜山へ向かった。こうして、姜仁昌らはようやく、大邸での飛行場建設は嘘で、真実は、どこか遠いところへ強制連行されることに気づいた。そこで、清道、密陽などでは列車から跳び降りるなどして逃亡した者も少なくなかったが、逃亡者はまもなく捕らえられて釜山に送られ、他の者の前で、軍曹、兵曹らによって日本刀の背で激しく殴打される制裁を受けた。

このとき、日本は、慶尚北道から合計約三六〇〇名の人員を徴用し、陸軍軍夫として沖繩へ送ったものである。

姜仁昌らは、陸軍軍属(軍夫)として各隊に編成され、一九四四年六月ころ釜山を出航し、同年七月ころ那覇に到着した。姜仁昌ら、特設水上勤務第一四〇中隊所属の軍夫約六三〇人は、ここで上陸し、弾薬、食糧等の荷降作業などに使役された。作業は、日本人軍人の暴力的監督の下で、毎日約一〇時間続けられたが、食事は、水がゆなどの粗末なものしか与えられなかった。また、軍夫には自分の身を守る自由さえなく、空襲の際にも班長の指示がなければその場を動くことが許されないほどだった。

一九四四年一〇月一〇日、那覇市は、米軍機による大空襲で焼野が原となった(一〇・一〇空襲)。このあと、沖縄本島の朝鮮人軍夫は、慶良間諸島などへ分散配置された。このとき、姜仁昌らは、まず与那原へ移動し、物資の荷降作業を続けたあと、一九四五年一月ころ、阿嘉島へ移動した。

当初、軍夫の俸給は月一三〇円程度に契約されていたが、姜仁昌らは、月三〇円程度しか受取れず、一〇・一〇空襲のあとはそれすら支払われなくなり、俸給は全く支払われなくなった。

阿嘉島で姜仁昌らは、日本兵決死隊員の特攻艇を運搬する任務を与えられた。特攻艇とは、兵士三人(決死隊)と爆弾を載せた小舟を敵艦艇に体当たりさせるもので、普段は海岸の防空壕に隠しておき、攻撃の際に、朝鮮人軍夫八名が海へ運んで発進させる手筈であった。この作戦のために、慶良間諸島(阿嘉島、座間味島等)全体で約三〇〇〇名の朝鮮人軍夫が配置されていた。日本軍は、沖縄本島に上陸しようとする米軍を、慶良間諸島の特攻艇で背後から攻撃する作戦であった。

ところが、一九四五年三月二六日ころ、南方から沖縄本島に迫った米軍攻略部隊は、本島沖を通りすぎて、まず慶良間諸島を攻撃し、海岸線に砲撃を集中して、隠してあった特攻艇のほとんどを破壊してしまった。しかも、阿嘉島の決死隊は、実戦経験のない一七、八歳の志願兵ばかりであり、最初から厭戦気分がつきまとっていたので、米軍が上陸してくると、脱走して投降する者が相次いだ。

米軍は、阿嘉島に、沖縄上陸の第一歩を印した。日本軍は、住民を引きつれて山中にたてこもったが、米軍は、主力を本島攻略に移して阿嘉島は放置してしまったので、阿嘉島の日本軍は、それから五ヵ月近く、幻の敵から逃れつつ、島民、兵士、軍夫に避難生活を強いて島内を彷徨った。五ヵ月の避難生活のあいだ、食糧は底を突き、飢餓地獄が現出した。飢餓地獄のなかで、島民の不満と疑いは朝鮮人軍夫に向けられ、日本軍はこれを利用した。

米軍への投降を防ぐため、日本軍は、三〇歳くらいまでの島民を組織して義勇軍とし、朝鮮人軍夫らの監視をさせ、約五〇メートルごとに歩哨を立てるなどした。阿嘉島では、畑の芋を盗もうとした者、脱出しようとして見つかった者など朝鮮人軍夫一三名が、次々に義勇軍によって銃殺され、約五〇名が「利敵行為をなす恐れあり」として地下壕に監禁された。

一三名が銃殺の犠牲となったあと、姜仁昌ら朝鮮人軍夫七名は、もはや日本軍とともに

いては生きて行かれないことを悟り、夜中に監視を逃れて脱出し、海岸に白旗を立て、谷間に隠れて米軍のやってくるのを待った。やがて、座間味島から米上陸艇が来て、姜仁昌らを救助した。

姜仁昌は、一九四六年三月ころ、沖縄本島の捕虜収容所で釈放され、大阪を経て帰国した。

沖縄の収容所で釈放される時、米軍のハウ隊長から、未払になっている賃金を日本で受取ってから帰るよと言われたので、姜仁昌らは、大阪に立ち寄ったさい、日本の当局者に陳情した。ところが、日本の当局者は、「日本は、いま金がない。五年後に払ってやるから、帰っている。」と述べた。そこで、姜仁昌らは、この言を信じて帰国したが、以来日本政府からは何の通知もなく、姜仁昌の未受領給与は、現在に至るもなお支払われていない。

3 1 原告徐正福(ソ・チョンボク。軍属)

原告徐正福(創氏名は大原正福、以下、「徐正福」という)は、一九二〇年四月一五日、本籍地である慶尚北道達城郡嘉昌面(現大邱市)冷泉洞五三四番地で出生した。徐正福は、貧困小作人の家庭に生まれたが、徐正福の父は、徐正福が一歳にもならぬうちに死亡したため、以後は徐正福の一〇歳上の兄が一家の生計を支えてきたが、その兄もその後密航で日本に出稼ぎに行き、消息不明になってしまった。そのため、その後は、徐正福が一家の唯一の男手として、ろくに学校にも行かずに働いて一家を支えてきた。

一九四四年六月末日ころ、徐正福宛に達城郡の郡守の名で、徴発礼状が来た。面書記が右礼状を持参し、三日後には入隊するよ言われたが、徐正福の一家は、徐正福がいなくなると一家の働き手がいなくなるため行かなくてすむように必死に頼み込んだが、「郡守命令だから行かないわけにはいかない。」と命令され、やむなく応ぜざるを得なかった。

徐正福と同時期に達城郡で徴発された者は一七五人で、この者らと共に徐正福は、達城郡庁裏庭に集められた後、大邱の八〇連隊に編入され、大邱で一週間程訓練され、大邱から夜行の汽車で釜山に連れて行かれ、同年七月一〇日釜山から出港し博多に向かい、そこから門司を経由して下関に行き、七月二〇日ころには下関から出港し鹿児島を経て二五隻の船団で沖縄に行った。

徐正福が海軍軍属として属していた部隊は、球八八八四部隊七五〇特設水上勤務第一〇一中隊第三小隊であり、その本隊は沖縄本島的那覇で下船したが、第一〇一中隊は、八月初めころ宮古島の平良港まで行き、そこで下船して(その中でも第二小隊は石垣島まで行った。)その日から翌年の一九四五年八月一五日までそこで仕事をさせられた。徐正福の仕事は、沖に停泊した船から下給品を陸揚げする作業で、第一〇一中隊の中隊長は二木大尉、第三少隊長は高野少尉で、その下に黒本分隊長、大澤班長がいて指揮を取っていたが、大澤班長にはよく殴られた。大澤班長は、言葉が良く分からないので、こちら話を聞こうともせず、数え切れぬほど殴られ、そのために両奥歯が損壊したものであった。またその

ころから沖縄には空襲も多くなり、命懸けで空襲の中で仕事をしたもので、作業中に空襲を受け船が沈没し死亡した者も多い。

徐正福の給料は、軍夫長として日額三円、一月金九〇円の本俸の他、増給として月九九円の合計金一八九円で、そのうち最初の三月は、その増給分の金九九円を家族に送金したが、三月後の一九四四年一月分からは、「留守宅渡」として金一五〇円を差し引かれ、毎月三九円だけが支給された。しかしその「留守宅渡」分は家族に送金されておらず、したがって同年一月分から翌年の九月分まで一ヶ月分の「留守宅渡」分合計金一六五〇円は、未だに支払われていない。貨幣価値からすると、今の貨幣価値は当時の四〇〇〇倍になるので、金六五〇万円の損害を被っていることとなる。

徐正福は、終戦後の一〇月終わりころ、アメリカの船で沖縄に行き、五カ月間ほど捕虜収容所に収容された後、[九四六年三月一二日には釜山にやっとの思いで帰り、故郷に身一つで帰った。徐正福のいない間の家族の苦労は、計り知れないものがある。

32 韓永龍(ハン・ヨンニョン。軍属、遺族)

原告韓永龍(以下、「韓永龍」という。)は、一九四三年一〇月一四日、慶尚南道居昌郡馬利面において出生した。

韓永龍の父である韓錫熙(創氏名韓山錫熙。以下、「韓錫熙」という。)は、一九一六年一月一日、同面において地主の家庭に生れ、一九三七年婚姻し、同面ソピョン村の村長を勤めていた。

当時、馬利面においては、一九三九年以来度重なる徴用によって、男手の大半がいなくなってしまい、一九四五年ころには、それまでは被徴用者を狩りたて送り出す側であった面書記らが、自ら徴用に応ずるほかに割り当てられた人員を確保する方法がない状況となっていた。そこで、村長である韓錫熙みずから先頭に立って応徴し、道知事名の徴用令書を受け取り、同年五月八日ころ、他の被徴用者を率いて居昌郡庁に集合し、総員約一一名で釜山までトラックで運ばれ、朝鮮各地から集められた数百名の被徴用者と合流した。

韓錫熙は、海軍軍属として徴用され、大阪を経て青森県大湊要港に搬送され、大湊海軍施設部に配属されて、飛行場の地下倉庫建設、軍需物資運搬等の労務作業に従事した。毎日、空襲の間を縫っての危険な作業だったが、韓錫熙らには俸給の支払いはほとんどなく、俸給の家族送金は全くなかった。

同年八月一五日夜、日本人中隊長が韓錫熙ら朝鮮人軍属を集めて日本の敗戦を知らせ、「おまえたちが興奮して暴れると銃殺する」と警告した。その後、青森港から浮島丸が韓国への帰還者を乗せて出航することになり、前記中隊長は、「朝鮮人が暴動を起こすから」と述べて、韓錫熙らに乗船を命じた。浮島丸は、韓錫熙ら約六〇〇〇人の朝鮮人帰還者と日本人船員を乗せて、同月二四日未明、青森港を出て、日本海沿岸を南西へ航行した。

ところが、同日午後五時ころ、浮島丸が福井県敦賀沖にさしかかった時、突然船が爆発・沈没し、日本人船員らは救命ボートで避難した者もあったが、乗客は大部分が死亡した。

韓錫熙も、この事故の犠牲となって死亡した。

戦後、韓錫熙の死亡はおろか、徴用後の消息についても公の通知は何らなされることなかった。韓永龍ら遺族は、父の戸籍を整理することができず、葬儀も行なえず、墓を建てることもできずに半世紀近くが経過した。ようやく、一九九一年九月四日、韓永龍は、事故当時浮島丸に乗船していた訴外柳慶壽作成の確認書に基づいて死亡申告し、受理された。

韓錫熙の徴用によって、家族は働き手を失って生活に苦しむようになり、戦後、生計のために所有地のほとんどを売り払ってしまい、わずかに残された農地を妻が細々と耕作した。韓錫熙の父は、息子が一向に帰らず、その消息さえないため精神異常をきたし、しばしば郡庁へ押し掛けて暴れるなどした。韓錫熙の長男である韓永龍は、かろうじて中学を卒業したが、韓錫熙の長女(韓永龍の姉)は貧困のために小学校を中退した。

一九六一年ころ、韓錫熙の妻は再婚したが、韓錫熙の死亡申告ができないため、婚姻申告をすることができなかった。

33 原告A(軍隊慰安婦)

原告Aは一九二七年三月一五日に韓国の浦項郡で父母、一〇歳年上の兄の家族のもとに生まれた(植民地時代、女性たちは国民登録がなされていなかった関係から、戸籍上の生年等は正確ではない。そのことにより、原告Aの出生日は、戸籍上は、一九二二年となっているが、これは正確ではない)。実家は、自作農であり麦畑を耕作していた。

一九四二年の春頃、原告Aに対する徴用通知が自宅に届いたが原告はその徴用連行に気が進まず、三中井デパートに釜山で初めてエレベータができた時、見に行こうと一人で家を出た。

釜山影島橋に遊びに行き帰る途中、釜山駅近くの路地で日本人と朝鮮人二人の男に会った。

その二人に「お嬢さん、お金を稼ぎに日本へ行かないか。倉敷の軍服を作る工場へ行けば、お金を稼げるし、ミシンも買うことができる」と言われた。原告がもじもじしていると、二人は半強制的に埠頭に連れて行き、原告を押して船に乗せた。原告が不安になって行きたくないと言っても帰らせてくれず、原告の自由はその時からなくなった。

そして広島に連れて行かれた。広島では桜が咲いていた。数日後、軍の輸送船に乗せられて軍人と共にラバウルに到着した。原告と共に船に乗り、同じ年ぐらいの朝鮮人女性二人と一緒に野戦病院に移された。

その後原告は、二人の朝鮮の女性と共に人里離れた教会に連れて行かれた。その教会の中は、板で仕切られていてそれぞれの区画の前にそれぞれの女の人の写真が掲げてあった。全部で二〇人位の女の人がいた。日本語で説明を受けたが、何が何だかよくわからなかった。他の女の人が、性行為をしているのを見せて「おまえもやれ」と命令を受けた。

原告はイヤだと拒否をしたところ、殴られた。ラバウルの密林の中なので、道もわから

ず逃げる事が全くできない状態であった。原告はそれから、多くの軍人たちとの性行為を強要され続けた。

原告は自殺を考え、川へ行ったら死ぬと思ったが、実際に川へ行くとたくさんのワニが押し寄せてきて、あまりの怖さに死ぬことができなかった。

地獄のような日々であった。

性病予防と避妊のためにキニーネという黄色い丸薬が軍から毎日支給された。食料や医薬品は軍から支給された。

また、原告は軍票も日本円も一切もらっていない。原告が当時会ったのは、軍人たちだけであり、民間人などには一度も会わなかった。民間人は晴れた日に現地の人が見えるだけで、一切接触がなかったのである。

日本の軍人たちは部隊別に順番を決めて、押し寄せるように朝からトラックに乗ってやってきた。原告は、毛布一枚を敷いた部屋で、一日平均十人の相手をし、多い時には十五人を越えた。ある時には、五～六台のトラックがやってきたこともあった。

そして、空襲になれば性行為を中断して、日本人と一緒に塹壕やトラックに逃げ込むことは、しょっちゅうだった。

その後、さつまいも一、二個が一食となった。ある日、日本の軍人たちが急に消えてしまった。そこで、原告は他の女性たちと一緒に、果物やさつまいもを育てて、それを食べて生活をしていた。原告は、日本軍から終戦になったことも知らされず、放置されていたのである。二〇人いた女性たちは、自殺などで一四、五人になっていた。

しばらくして、原告らのもとに朝鮮の男性たちが何人かきた。彼らは帰国船が来たので、早く船に乗れと島を回っていた。原告は、初めは「また日本人がだまそうとしている」と考え、拒否したところ「船に乗らなければみんな死ぬよ」と説得され、彼らの奨めを受け入れた。彼らが来なければ、終戦になったことを知らず、いまでもラバウルで暮らしていたことになる場所であった。

一九四六年四月、原告は帰国船で釜山に到着した。しかし、原告は故郷には帰れず、また身を寄せるところもなかった。性病も再発し、キニーネの大量服用による副作用か、身体もこわしてしまった。

魚の行商などで働き、結婚もせず、子供も生めず、一人で戦後を生きてきた。原告は、戦後、何度も自殺を試みているほどである。

34 原告B(軍隊慰安婦)

原告Bは、一九二二年ころ、韓国の全羅北道益山郡に生まれた(植民地時代、女性たちは国民登録がなされていなかった関係から、戸籍上の生年月日等は正確ではない。そのことにより、原告Bの出生日は、戸籍上は、一九一八年一月二〇日となっているが、これは正確ではない)。

原告Bの家族は両親、祖母、弟と原告の五人家族であり、貧しい小作で、食べることに

も困窮を極めていた。

一九四〇年夏、原告Bが満一八歳のとき、中年の朝鮮の男性が原告Bの村にやって来て、「上海に行けばいいところがあるから行かないか」と誘い、三〇円か四〇円を出した。上海についてからの仕事の内容についてはいっさいの説明はなかったし、もちろん原告Bは、軍隊慰安婦であるとはまったく夢想だにしていなかった。

原告Bは、お金もうけができるのが嬉しく、何をしに行くのか言われなかったが、仕事に行くのはわかったので、この男についていくことに同意した。

原告Bは、もらったお金を母親に渡し、その日のうちに男とともに一人で故郷を後にした。その男は、村の各戸を訪れていたようである。

原告Bは、益山郡の旅館で一泊し、翌日、裡里付近の旅館に集められていた一五人の朝鮮女性と合流した。裡里の付近で汽車に乗り、石家荘を通り、上海の近くの田舎の家に到着した。

一五人の女性は、みな一八、九歳ぐらいであり、全員チマ・チョゴリを着ていた。ところが、上海の近くの駅で、日本人の憲兵に引き渡され、軍用トラックで二時間ほど走り、上海郊外にたどり着いた。

そこは、日本の軍隊の駐屯地であった。そして、日本の軍隊から少し離れたところに軍用のテントが三々五々建てられていた。

その軍用テントは国防色の天幕で、きれいなものではなく、床は木を張る粗末なものだった。テントは布でできているため、雨が降ると、軍人たちはかっぱを持ってきて、軍用テントの上にかけた。ふとんはなく毛布二枚が支給されただけである。

この三畳ほどの狭い軍用テントに、一人一人が住まわされた。

原告Bは、何をするのかと思い、軍人の相手をするように言われた時は、驚天動地であった。

原告Bは、拒否をしたが、軍人の相手をしないと一等兵に殴られた。

最初の一、二年は逃亡しないよう、警戒も厳しく、外にはいっさい出られなかった。

原告Bは、逃げたいと思ったが付近には民家はいっさいなく、誰に頼っていいのかもわからずまた地理もまったく不明であり、かつ軍人がそばにいたので、逃げることは思いもよらなかった。心に浮かぶのは故郷のことばかりで一日中泣いていることもあった。

食事は一〇時と四時の一日二食であった。食事は、軍隊の食事をするとところへ女性四人で食べに行っていた。この食事は、兵隊で食事を作る人がいて、その支給を受けていたのである。食事は、量の少ないご飯とたくあん、みそ汁だけの非常に質素なもので、いつもおなかがすいていた。

四人で食事をするときも軍隊式であり、話をすることはなかった。

軍用テントの部屋は汚く、冬は寒さに震え、湯たんぼ一個で寒さをしのいだ。

朝八時頃から、兵隊がやってきた。昼間は下級兵士であり、夜は将校が来て泊まっていた。泊まり客が帰ると、すぐ別の兵隊がやって来た。

一日一〇人から一五人くらいの兵隊がやってきた。一日五人程度のこともあった。また一日五〇人の兵隊の相手をさせられたこともある。土曜・日曜日は数が多くなった。

将校たちは避妊具を使用したが大下級兵士たちはそれどころではなく、避妊具などは持ってこなかった。

軍医と思われる人に、一週間に一度ぐらい性病のチェックを受けていた。「六〇六号」という注射を打たれていた。

上海に行って三年後ぐらいのころ、宮崎少尉が、原告Bの源氏名である「カネコ」という名前を酔っ払って軍用テントの外から呼んだ。

その時、原告Bは、別の兵隊の相手をさせられていたため、外へ出て行くことはできなかった。

すると、その宮崎少尉は怒り、「チクショー！ バカヤロウ！」と叫びながら、部屋へ押しかけ、「お前たち(朝鮮人慰安婦のこと)は死んでもよろしい」とわめき散らして、原告Bに対し、刀を抜いて斬りつけた。原告Bは、腰を突かれ、今も傷跡が残り、骨が上下に動く状態である。また、宮崎少尉は、軍靴で、原告Bのみぞおちを蹴り、そのため原告の腹には、現在もケロイド状の傷跡が残っている。腰のけがについては、現在も痛んでおり、治療を継続している。

そのような暴行を受けても、原告Bには何らなすすべがなかった。

慰安所のシステムとしては、慰安所入口で兵隊が軍票を支払い、兵隊たちは軍用テントの前に順番をつくって待っていた。兵隊たちは、雨が降っているときでも外に並んで待っていた。

「おとうさん」「おかあさん」と呼ばれる東京から来た高齢の日本人夫婦が原告Bらの担当をしていた。

原告Bは、約四年間、上海郊外の軍隊慰安所で、軍用テントのなかでやむなく暮らし、日々強姦されるに等しかった。

その間、給料もいっさいなく、一銭ももらわず、軍票も何ももらわなかった。

一九四五年八月一五日、「平和が来た。みんな出てこい！」という叫びに、原告Bが外に出ると、トラック二台がいたので乗り込み、陸路、故郷へ向かった。

故郷へ帰っても、原告Bがいなくなったので気落ちをしたのかすでに両親は死亡していた。弟には叔母の家で家事を手伝っていたと嘘をつくしかなかった。

戦後、原告Bは、貧困の中を生きて来た。現在、結婚をしているが、夫はいっさいを知らない。

原告Bは、現在「歳を取ったし、子供もできない体にされ、一銭ももらえず、誰にも言えない体験をさせられた。この悩み、苦しみ、悔しさは誰にも言えず、ここまで来た。誰に責任があるのかははっきりさせなければならない」と語っている。

35 原告金学順(キム・ハクスン。軍隊慰安婦)

原告金学順(以下、「金学順」という。)は、一九二三年中国東北地方の吉林省で生まれたが、同人誕生後、父がまもなく死亡したため、母と共に親戚のいる平壤へ戻り、普通学校にも四年生まで通った。母は家政婦などをしていたが、家が貧乏なため、金学順も普通学校を辞め、子守りや手伝いなどをしていた。金泰元という人の養女となり、一四歳からキーセン学校に三年間通ったが、一九三九年、一七歳(数え)の春、「そこへ行けば金儲けができる」と説得され、金学順の同僚で一歳年上の女性(エミ子といった)と共に養父に連れられて中国へ渡った。トラックに乗って平壤駅に行き、そこから軍人しか乗っていない軍用列車に三日間乗せられた。何度も乗り換えしたが、安東と北京を通ったこと、到着したところが、「北支」「カッカ県」「鉄壁鎮」であるとしかわからなかった。「鉄壁鎮」へは夜着いた。小さな部落だった。養父とはそこで別れた。金学順らは中国人の家に将校に案内され、部屋に入れられ鍵を掛けられた。そのとき初めて「しまった」と思った。翌日の朝、馬の嘶きが聞こえた。隣の部屋にも三人の朝鮮人女性がいた。話をすると、「何とバカなことをしたか」といわれ、何とか逃げなければと思ったが、まわりは軍人で一杯のようだった。その日の朝のうちに将校が来た。一緒に来たエミ子と別にされ、「心配するな、いうとおりにせよ」といわれ、そして、「服を脱げ」と命令された。暴力を振るわれ従うしかなかったが、思い出すのがとても辛い。

翌日から毎日軍人、少ないときで一〇人、多いときは三〇人くらいの相手をさせられた。朝の八時から三〇分おきに兵隊がきた。サックは自分でもってきた。夜は将校の相手をさせられた。兵隊は酒を朝から飲み、歌をうたう者もいた。「討伐」のため出陣する前日の兵隊は興奮しており、特に乱暴だった。朝鮮人とののしられ、殴られたりしたこともあった。これらの軍人たちは犬と同じで、とても人間とは思えなかった。部屋の中では、中国人の残した中国服や日本軍の古着の軍服を着させられた。週ないし月に一回位、軍医がきて検診を受けた。同原告は肺病にかかったため、薬をいろいろもらった。六〇六号という抗生物質の注射も打たれた。

金学順はそこでは、「アイ子」という名前をつけられた。他の四人の朝鮮人女性は、一緒に来た「エミ子」の他、最も年長の「シズエ」(二二歳)と「ミヤ子」(一九歳)「サダ子」(同)という名前だった。シズエは、別室で特に将校用として一室をあてがわれたが、他の四人は一部屋をアンペラのカーテンで四つに区切ったところに入っていた。食事は、軍から米・味噌などをもらって五人で自炊した。

この鉄壁鎮にいた日本軍部隊は約三〇〇人位の中隊規模で、「北支」を転戦していた。鉄壁鎮には一か月半位いたが、何度か移動した。金学順ら女性たちも一緒に移動させられた。行く先々の中国人の村には、中国人が一人もいなかった。いつも空屋となった中国人の家を慰安所と定められた。

ある日、兵隊が二人の中国入を連れてきて、みんなの前で目隠しをして後手に縛り、日本刀で首を切り落とすところを見せた。密偵だと言っていたが、おまえたちも言うことをきかないとこうなるとの見せしめだった。

金学順は毎日の辛さのため逃げようと思ったが、いつも周りに日本軍の兵隊があり、民間人と接触することも少なく、中国での地理もわからず、もちろん言葉も出来ないため、逃亡することはできなかった。ところが、その年の秋になったある夜、兵隊が戦争に行っただけで少ないとき、一人の朝鮮人男性が部屋に忍び込んできて、自分も朝鮮人だということで、逃がしてほしいと頼み、夜中にそうっと脱出することができた。その朝鮮人男性は趙元讚と言ひ、銀錢の売買を仕事としていた。金学順はこの趙について南京、蘇州そして上海へ逃げた。上海で二人は夫婦となり、フランス租界の中で中国人相手の質屋をしながら身を隠し、解放のときまで生活をした。一九四二年には娘、四五年には息子が生まれた。四六年夏になり、中国から同胞の光復軍と最後の船で韓国に帰った。

しかし仁川の避難民収容所で娘が死に、一九五三年の朝鮮動乱の中で夫も死に、金学順は行商をしながら息子を育てていたが、その息子も国民学校四年生のとき、水死した。唯一の希望がなくなり一緒に死にたいと思ったが死にきれず、韓国中を転々としながら酒・タバコものむような生活を送ったが、一〇年前頃から、これではいけないと思いソウルで家政婦をしてきたが、今は年老いたので、政府から生活保護を受けてやっと生活をしている状態である。

身寄りがない金学順にとって、人生の不幸は、軍隊慰安婦を強いられたことから始まった。金をいくらくれても取り返しのつくことではない。日本政府は悪いことを悪いと認め、謝るべきである。そして事実を明らかにし、韓国と日本の若者にも伝え、二度と繰り返さないことを望みたい。

三、補償請求の理由

1 人道に対する罪

(一) ニュルンベルグ裁判は、一般的には一九四五年一月二〇日から一九四六年一月一日まで開かれた国際軍事裁判を指している(通称ではIMT)。ニュルンベルグ裁判の重要な課題は、枢軸国とりわけナチ国家のおかした平和に対する罪・戦争犯罪・人道に対する罪が二度とおかされることのないような防壁を築き、ナチ体制による殺人・暴力・拷問・奴隷化などによって踏みにじられた人権と国際法を回復するのが目的であった。とりわけニュルンベルグ裁判で重要なことは、人道に対する罪が裁かれたことである。

IMT 条例第六条C項「人道に対する罪」は、「戦前もしくは戦時中にすべての民間人に対して行われた殺人、隙滅、奴隷化、追放およびその他の非人道的行為、または犯行地の国内法に抵触すると否とにかかわらず、本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として、もしくはこれに関連して行われた政治的、人種的、もしくは宗教的理由にもとづく迫害行為」と規定している。

事例として掲げてある「政治的、人種的、もしくは宗教的理由に基づく迫害行為」という要件に注意してみると、人道に対する罪が標的にしているのは個人そのものではなく、むしろ支配体制が絶滅を期している一定の理念なり人種的特性なりの保有者としての個人または集団であることがわかる。

この犯罪の目標の方向が他の犯罪とまったく異なっているのは、ある団体ないし集団、ある人種ないし民族、宗教、政治のグループに属している人間であればそれだけで対象となった点である。

IMTの仏首席検事ド・マントンが、この犯罪は「人間の条件」に対して向けられていると言ったのは至言である。

また、ワイマール共和国初期に法務大臣を務めたラートブルフは、生涯ナチズムを一貫して批判したが、継続裁判に接した晩年、「人道に対する罪」について、次のような概念的意義づけを行っている。

「ナチスは人道がふくむ三つの意義すべてにわたって人道に対する罪をおかしたのである。ナチスは残虐と屈辱という意味をもった無数の非人道的な行為をおかしただけでなく、たとえばポーランドの教養層を根こそぎにするというところみによって、教養という意味での人間性をも意識的に破壊した。したがってわれわれは、人間存在に対する残虐行為、人間の尊厳に対する侮辱、人間の教養に対する破壊という三様の意味からして人道に対する罪を明らかにしなければならないであろう。人道に対する罪をこのように理解する以上、これを全人類に対する犯罪と見るのが正しいのである。」

(二) これらの観点から、日本国の行為を見ると、前述したとおり、暴力と強奪による征服と言うべき日韓併合条約によって、被告国は朝鮮の王と国の為政権を奪い、「三・一萬歳闘争」のごとき反抗に対しては過酷な強圧で対応し、「産米増殖運動」と称して米や食糧を奪い、土地・林野の調査と称して広大な土地を奪い、経済的に困窮に陥れ、アジア大陸侵略の兵站基地として、食糧はもちろん軍需資源を掠奪しつつ、「皇国臣民の誓詞」と日の丸、宮城遥拝、神社参拝などを強制し、朝鮮語の使用を禁じ、固有の氏名まで日本式に変えさせるなど民族文化、民族性の抹殺を図った。さらに、戦争体制の遂行のために、大量の若者を強制連行して労働力となし、軍入・軍属としても強制し、果ては軍隊慰安婦として若い女性を日本軍の性的処理の道具とすることによって「種」の断絶まで期した。これは明らかに、民族抹殺政策を採ったと言えるものである。朝鮮の人々は、朝鮮の人々であるという理由だけでこのような迫害を受けたのである。

この行為は、前述のIMT条約第六条C項が規定する「すべての民間人に対して行われた殺人、奴隷化、追放およびその他の非人道的行為」であり、また、「犯行地国内法に抵触すると否とにかかわらず、犯罪の遂行として、もしくはこれに関連して行われた政治的人種的理由にもとづく迫害行為」に明白に該当する。

(三) 朝鮮人軍人・軍属に対する行為が人道に対する罪であることは、明らかであるが、ここでは、特に、朝鮮人軍隊慰安婦に対する行為について述べる。

一〇万人あるいは二〇万人ともいわれる朝鮮の女性たちを軍隊慰安婦にし、戦後そのまま放置した日本国・軍の行為は人道に対する罪の典型と言えるからである。

(1) 彼女たちは、戦場で慰安婦とされるために、計画的・組織的に、強制的に、あるいは偽計などにより、故郷から引きはがされ、そしてまったく逃げることのできない戦場などで、軍により、慰安婦として働くことを強制され、しかも軍は、敗戦の知らせを朝鮮人慰安婦には知らせず、置き去りにした。

女性たちを連行していくとき、慰安所の維持・管理などにわたって、国や軍は、まさに全面的に関与をしていたのである。

(2) 軍隊慰安婦たちは、名分的には兵士たちの「戦意高揚」のために、最も直接的には兵士たちの不平不満の「爆発」予防のために、また「性病予防」「強姦予防」のために「皇軍将兵たちに与えられた贈り物」であった。

そして、軍隊慰安婦を使って、皇軍兵士を管理するシステムにもなっていた。

軍隊慰安婦たちは、品物扱いをされたために、前線に輸送するときは「人間一人」を「弾丸一箱」などとして書類が作られた。軍事物資として、軍の輸送船などで運ばれたのである。

麻生徹男は、前掲の意見書のなかで「軍用特殊慰安所は、快樂の場所でなく衛生的な公衆便所であるので……」とまで言っている。

彼女たちは、人間ではなく、公衆便所扱いされたのである。場合によっては、一日一〇〇人も日本軍人を相手にしなければならず、どのように扱ってもいい消耗品であった。

そもそも原告らの民族は、李朝五〇〇年を通して、儒教文化が徹底し、女性にとっての貞操は何よりも守られなければならないものであった。貞操観念は民族の誇りと自尊心の中核のひとつともなっていたのである。にもかかわらず、彼女たちは、軍によって、組織的・計画的に輪姦されるだけにとどまらず、それ以上に人間扱いされなかったのである。

すなわち、一〇万から二〇万人の朝鮮人女性たちの人格、人間性、そして朝鮮民族の誇りと自尊心そのものが暴力、それも日常的な長期にわたる暴力によって、著しく侵害されたのである。

(3) 朝鮮人慰安婦たちは、性と民族という二重の虐待を受けた。つまり、性的虐待と民族的虐待を受けたのである。

そして、当時は、「皇民化政策」が強力に推進され、「内鮮一体」「一視同仁」が言われており、朝鮮人を皇民化、日本人化、同化することにより、民族を抹殺しようとする政策がとられていた。

国や軍の一連の行為は、人間存在に対する残虐行為であり、人間の尊厳に対する侮辱であり、人間の教養に対する破壊というものであることは明らかである。

特に、「性」というものが、人間の本质にとって、重要であり、人格などの人間性に直結するものであるものから、女性を「モノ」として扱った国や軍の政策は、女性差別の極致であり、また、「人道に対する罪」であるとしか言いようのないものである。

(四) I M T 条例六条 C 項にあらわされている「人道に対する罪」の考え方は、確立された国際慣習法になっている。

人道に対する罪によって、刑事罰を科することができるのであるから、民事上補償請求が認められて当然である。

人道に対する罪は、確立された国際慣習法であるから、そのまま国内法的効力を持つ。

従って、原告らは、国が「人道に対する罪」に反したことにともづき、国に対し損害賠償請求をすることができる。

2 原状回復としての補償請求

(一) 一九一〇年の日韓併合により、朝鮮は日本国の領土とされ、朝鮮人は日本臣民として日本国籍を有するものとされ、朝鮮人元軍人・軍属及び軍隊慰安婦らは、それぞれ強制的に連行された。

(二) 一九四三年のカイロ宣言は、「前記の三大国(アメリカ合衆国、英国、及び中華民国)は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。」とし、一九四五年のポツダム宣言第八項前段は、「カイロ宣言の条項は、履行せらるべく」と規定し、日本は同年八月一五日これを受諾し、無条件降伏をした。さらに、一九五一年九月八日、日本は連合国との間で平和条約(以下、「平和条約」という)を締結した(一九五二年四月二八日発効)、その二条(a)項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定している。

このように連合国は、戦争終結にあたり、カイロ宣言において朝鮮人民が「奴隷状態」にあることを認識し、これに留意したうえで「朝鮮を自由独立のものにする」ことを決意し、これを受けてポツダム宣言により日本に対してその履行を要求した。すなわち、連合国は、朝鮮の独立を実現するに際しては、一九一〇年の日韓併合に始まった日本による朝鮮半島の植民地支配を終了し、朝鮮人の「奴隷状態」からの回復を当然の前提に、日本の朝鮮半島に対する侵略の結果を侵略前の状態に戻すという原状回復を企図していたのである。そして、日本はこれを受諾し、平和条約二条(a)項は、日本が右原状回復義務を負うことを確認したのである。

(三) そうだとすれば、朝鮮人に対する侵略の結果としての「奴隷状態」からの回復とは、その後日本がとった対人主権の放棄という形式的な措置にとどまらず、実質的にも朝鮮人を「奴隷状態」から回復させることを意味しなければならない。すなわち、故郷から異境の地へと強制連行され未だ故郷に帰還できていない者については、その帰還を果たすことが「奴隷状態」からの回復であり、軍人・軍属として日本のために身を捧げ、死亡、負傷した者については、その物的精神的損害を補償することが「奴隷状態」からの回復を意味するのであり、軍隊慰安婦については、日本軍兵士の性欲処理の道具とされたこと自

体「奴隷」以外の何ものでもなく、その精神的肉体的苦痛に対する償いが、彼女等にとって「奴隷状態」からの回復に外ならない。なぜなら、当該朝鮮人が現在軍人・軍属または軍隊慰安婦の地位になくても、軍人・軍属または軍隊慰安婦として受けた精神的肉体的侵害結果が補償されない限り、強制連行等による侵略の結果としての「奴隷状態」は依然として残存しているからである。

(四) したがって、日本は、ポツダム宣言及び平和条約に基づき、朝鮮人の「奴隷状態」からの回復を履行すべき義務として、朝鮮人元軍人・軍属及びその遺族並びに軍隊慰安婦に対して、その物的精神的損害につき補償すべき義務を負ったものと解すべきである。

3 軍人との関係から生ずる国の義務

(一) 原告ら及び遺族が原告となっているその原告らの父ら(以下、まとめて原告らという)のうち、徴兵された者については当時いずれも旧大日本帝国軍人であり、それぞれ各所属部隊において軍務に従事していた。かくして原告ら軍人は、厳しい軍律の下に置かれ、上官の命令に対する絶対的な服従義務(陸軍刑法二篇二章、四章、五七条ないし五九条)を負い、生命の危険を賭しても全力をもって国の「利益を積極的に増進する」ことを含む忠実義務を負っていた。

これに対し、国は、原告ら軍人に対し、給与支払義務を負う(陸軍給与令)とともに、軍人が軍務に従事していた際の死亡・傷病について補償義務を負っていた(旧恩給法)。

(二) ところで、現行法では、国と国家公務員(以下「公務員」という。)の法律関係につき、主要な義務として、公務員は職務に専念すべき義務(国家公務員法一〇一条{項前段、自衛隊法六〇条一項等)並びに法令及び上司の命令に従うべき義務(国家公務員法九八条一項、自衛隊法五六条、五七条等)を負い、これに対応して国は公務員に対し給与支払義務(国家公務員法六二条、防衛庁職員給与法四条以下等)を負うことが明文上定められている。

と同時に、国は、公務員に対し、右の主要な義務の外、「国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務」も負っていると解されている(昭和五〇・二・二五、三小判)。そして、国がこのように前記の主要な義務の外に付随的な義務も負っていると解されるのは、公務員が前記のような主要な義務を「安んじて誠実に履行するために必要不可欠だからである」(前掲最判)。言い換えれば、右の付随義務は、公務員が国の包括的な指揮命令の下に誠実に職務に従事すべき義務を負っていることに対応して認められるものに外ならない。

国につき前記のような付随的義務の認められる根拠が右の点にある以上、現行法に比しより包括的且つ絶対的な命令服従関係にある旧憲法下の国と軍人との関係につき、国が包括的絶対的な指揮命令権に対応するところの付随義務(以下「保護義務」という。)を負っていたと解すべきは当然である。旧憲法下においても国はかかる義務を負っていたがゆえに、「この義務が尽くされたとしてもなお発生すべき公務災害に対処するために」(前掲最

判) 恩給法を定め、災害補償制度を確立していたのである。

しかるに、国はその義務の履行を怠り、むしろ積極的に義務違反の事態を作出した。

4 軍属との関係から生ずる国の義務

(一) 原告らのうち陸軍もしくは海軍軍属として国に雇傭された者は、祖国から強制的に連行され、その職務に従事していた。

軍属は、国に雇傭され、軍隊の管理下において一定の業務に従事するものであり、その業務は軍隊の戦略、戦闘活動と密接な関連を有するとはいえ、軍人と異なり、あくまで非戦闘員である。

ただ原告らの経歴でも記載されているとおり、その軍属としての朝鮮人労働者は国家総動員体制下において国の諸機関により強制連行され、その配置場所に釘付けにされ、厳重に監視され強制労働させられていたものであり、全て被告国の戦争目的遂行のために国に対する労働義務を負わされていたのであって、被告国との関係は、雇傭関係そのものというべきである。

(二) 雇傭契約においては、使用者は被雇傭者の生命身体の安全に配慮すべき義務(以下、「安全配慮義務」という。)を負うから、国は、軍属がその職務を安全に遂行しうるように配慮すべき義務を負っていた。

しかるに、国は、原告らの職務内容からみて、本来後方兵站地域で勤務させるべきであったにもかかわらず、制海権、制空権の十分確保されていない戦闘地域そのもので勤務に従事させ、その結果、相手国の攻撃等により原告らを戦死傷させたものであり、国が安全配慮義務を尽くしていないことは明らかである。なお、やむをえない状況により軍属を戦闘地域で業務に従事させなければならない場合は、相手国からの攻撃による死傷を当然に予測しうるのであるから、国が軍属の生命身体の安全を確保すべき義務の範囲程度は一層高度となり、危険が予想される場合は直ちに軍属を防護、退避させるなどの義務を負うものである。

国は、右のとおり、原告らのうち軍属関係にあった者に対し、安全配慮義務を尽くしていなかったが、仮に、軍属契約がその性質上かかる事態を容認していたとすれば、軍属は本来非戦闘員として生命身体の危険のない戦闘行為以外の職務に従事する契約関係にあるから、本来のように戦死傷することが当然予測される戦闘地域で勤務に従事させることは、戦死傷の結果が発生した場合は安全配慮義務の代替賠償としてその損失を填補することを契約内容としたものというべきである。そこで、国は、軍属が負傷等した場合には、その負傷等によって生じた精神的、財産的損害を補償する義務を負い、軍属が死亡した場合には、当該軍属が扶養すべき親族らに対し、その精神的、財産的損害を補償する義務を負う。

(三) また、国は、徴用という一の行政処分において、予め予定されていた徴用の期間が終了したとき、もしくは、その期間満了前に徴用の目的たる戦争そのものが終結したと

きは、徴用を解除し、通常は帰郷のための旅費等を支給して被徴用者の帰郷を果す(少なくとも援護する)義務をもともと負担していたにもかかわらず、原告らの中には、戦争終結後も全く放置されていた者もいる。これらの者に対しては、国は最低限果すべきこの義務さえ果していない。さらに、軍属関係にあった者の中には、その賃金の一部を強制的に貯金させられ、あるいは故郷の家族に送金するとしながら送金されずに、現在に至るまで未払のままになっている者も多い。これら未払の賃金を現在の貨幣価値に換算して支払うべき債務を国は負っているものである。

5 信義則上の義務

(一) 最高裁判所においては、自衛隊員が自衛隊内の車両整備中同僚運転の大型車両に蝶かれて即死した事案につき、国は、「公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っている」とした上、この「安全配慮義務はある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般に認められるべきものであって、国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、」と判示している(昭和五〇・二・二五、三小判)。

(二) 即ち、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間においては、当事者の一方又は双方は相手方に対し、当該法律関係の本来的義務の外、信義則上付随義務を負う、というのである。雇傭における使用者の保護義務をはじめ、とりわけ債権法における信義則の支配は、有力な学説において高唱されていたところであり、右判決は信義則上負う義務の存在を認めたものとして、その意義は極めて大きい。

(三) ところで、強制連行された朝鮮人軍人・軍属及び軍隊慰安婦と国との関係は、当該朝鮮人の故郷からの強制連行に始まり、配置され、故郷に帰ることは許されず、移動の自由はなく、かかる関係は日本の敗戦時まで継続したのであって、これらの朝鮮人が国から得たものは、わずかなものであった。

「債権法は信義則によって支配される。契約関係の成立に当たっても、債権関係の存続中にも、また消滅の後にも、およそ債権者と債務者との関係は信義則を最高の理念として規律されるべきものだ、というのである」(我妻栄「債権総論」一四頁)。このことは、強制連行された原告ら朝鮮人と国との間においても言うことであって、国が原告らにたいし、その精神的、財産的損害を補償するのは、信義則上の義務であるとして当然認められなければならない。

(四) 特に原告ら軍隊慰安婦は、国との間に直接の雇用関係はないが、既に述べてきたように、強制連行、配置及び管理等に国・軍が計画的、積極的に関与しており、しかも日本の軍隊がいる戦線のあらゆる戦闘地域にまでも配置され、管理され、戦況が悪化するに及んでは置き去りにさせられ、玉砕させられ、あるいは殺され、殺されそうにされたわけ

で、まさに国が信義則に基づく安全配慮義務を怠った典型例であるといえるのである。

6 条理上の義務

(一) 日本人軍人・軍属及びその遺族に対する補償の経緯

(1) 戦前、軍人の戦傷病、戦死した軍人の遺族については、旧恩給法(大正一二年法律第四八号)により、一般公務員の恩給よりも受給資格の在職最短年限が短縮され、また支給金額が増額されるなど、優遇された条件で国家により手厚く援護がなされていた。これは、戦前においては国民に兵役の義務が課されていた半面(旧憲法二〇条)、職務の性格上、軍人には常時生命、身体に対する危険が伴い、天皇のため、国家のためにそのような危険に身を投じ、死亡、負傷した者に対しては手厚く援護することが当然であるという考えによるものである。

これに対して、軍の雇傭人等たる軍属については、軍人のような精緻な援護制度はなかったが、内地勤務者については、「陸軍軍属戦災救位規定」、「海軍共済組合規則」等により、戦傷病、戦死につき年金を支給する措置がとられていた。

(2) しかし、日本の敗戦により、連合軍最高司令部(GHQ)は、右のような軍人恩給制度が、軍人生活に魅力を与えるもので、日本の軍国主義、侵略政策の大きな源になった、世界に類例をみない悪辣極まるものであるとして、軍人恩給制度の廃止を指示し、「恩給法ノ特例ニ関スル件」(昭和二一年二月一日勅令第六八号)により軍人恩給制度は停止、制限されることになった。

(3) このように軍人恩給制度は停止、制限されたのであるが、その当時から、国が国家に身を捧げた者に対して何らかの援護措置がとられるべきであるとの論議が絶えなかった。その後、平和条約による日本の独立が論議されるようになった一九五一年に至って、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇問題を急速に解決するための閣議決定がなされ、軍人恩給を復活させるべきか、それとも社会保障的色彩を加味した援護対策が講じられるべきかとの議論の末、軍人恩給制度の復活は見送られ、翌一九五二年三月、戦傷病者戦没者遺族等援護法案(以下、「援護法案」という。)が国会に提出された。そして、国会においては、援護の性格と対象について、次のように確認、修正された。

援護法案にいう援護の性格については、「これらの戦傷病者戦没者遺族等に対し、国家補償の観念に立脚して、これらの者を援護する」という提案理由説明、吉武恵市厚生大臣の「このたびのこの援護は、もちろん国家として国家に命を捧げられた方の遺族に対し義務としてやるべきでありまして、これはただ国家が恩恵的に差しのべるべきだとは考えておりません。もちろん国家補償の建前から援護としてでるわけでありまして」という答弁、さらに受給者の資産調査、収入調査を行わないことから、援護が単なる国家扶助ではないことを確認した上で、衆議院で援護法案の第一条に「国家補償の精神に基き」との文言を加える旨の修正がなされた。

次に、援護の対象について、予算の許す限り拡大すべきであるとの観点から、従前恩給法による補償を受けていた軍人、文官はもとより、広く公務または公務に準ずる事由により負傷し、または死亡した者を援護することを目的とし、戦地勤務の軍属も援護の対象に含めたほか、国家総動員法に基づく被徴用者等にも弔慰金を支給することとなり、遺族年金及び弔慰金が支給される遺族の範囲も拡大されることとなった。

このような審議修正の結果、同年四月二五日、軍人・軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人・軍属であった者又はこれらの者の遺族を援護することを目的として、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二七年四月三〇日法律第二一七号。以下「援護法」という。)が制定された。

(4) 制定時の援護法の援護の対象及び内容は、軍人・軍属であった者が、その在職期間内に公務上負傷し、または疾病にかかった場合に、恩給法別表に定める程度に応じて障害年金(二万四〇〇〇円ないし九万円)を支給し、また手術、義手、義足等の更正医療等の支給をし、遺族に対しては遺族年金(配偶者については一万円、その他の遺族については五〇〇〇円)、弔慰金(戦没者の遺族については五万円、軍属とみなされた者の遺族については三万円)を支給するというものであった。制定時の一九五二年度の遺族年金等の決算額は、一七二億五二四三万七〇〇〇円の歳出予算に対し、一三二億二二〇〇万円が支払われた。

翌一九五三年の旧軍人恩給法の復活によりその適用を受ける者については援護法の対象から外れたが、援護法は毎年のように改正され、支給される年金等が増額され、援護の対象も拡大され続けてきた。一九九〇年度においては、障害年金の対象者は五〇六一人で、公務傷病については一人あたり八一万五〇〇〇円(第五款症)ないし八二三万四八〇〇円(特別項症)が支給され、遺族年金の対象者は、軍人・軍属及び準軍属の遺族合わせて七万七九七一人で、公務死亡について、先順位者は『六四万五四〇〇円、後順位者は五万四〇〇〇円とされている。

(5) 一九五三年に旧軍人恩給制度が復活し(昭和二八年八月一日法律第一五五号)、旧軍人・軍属及びその遺族に対する恩給、公務傷病による増加恩給、傷病年金等が支給されることとなった。恩給法も毎年のように改正され、支給される年金額の増額はもちろん、戦犯者として拘禁された期間を在職年数に通算できるとしたり(昭和三〇年法律第一四三号、昭和四六年法律第八一号、昭和四八年法律第六〇号など)、短期在職者に対する一時恩給の支給など適用対象の拡大がなされてきた。

そして、一九九一年度予算における恩給関係費のうち、文官等恩給費として一〇四七億円、旧軍人遺族等恩給費として一兆五六〇八億円、恩給支給事務費八一億円、援護法に基づく遺族年金等の支給、戦傷病者特別援護法に基づく療養の給付等に必要な経費として一三四七億円の、実に合計一兆八〇八三億三七九〇万円が計上され、約一九五万入が補償の対象とされている。

(6) 海外での戦死者の遺骨収集についても、日本は、一九五三年以降国費で遺骨収

集団を構成、派遣して、海外戦死者約二四〇万人のうち、平成三年二月までに約一二二万人の遺骨を収集しており、今後も遺骨収集を継続する方針である。

また、慰霊についても、一九七〇年以降、主要戦域毎に戦没者慰霊碑を建立してきており、これまでに硫黄島など一か所に国費で慰霊碑を建立した。一九七六年からは、主要戦跡及び遺骨収集の望めない海上における戦没者の慰霊のために、国費をもって、遺族を主体とした慰霊巡揮を行なってきており、一九八九年からは、新たに戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝を実施している。

(二) 朝鮮人軍属等に対する戦後処理の実態

(1) 右に見たように、戦後、日本は様々な法律を制定し、日本人である軍人、軍属及びその遺族、被徴用者、原爆被害者などの戦争犠牲者に対し、障害年金、遺族年金、弔意金の支給、更正医療の給付、戦没者の遺骨収集、慰霊碑の建立、叙勲など極めて手厚い援護措置をとった。

(2) しかし、そのような手厚い援護措置はすべていわゆる血統的日本人犠牲者に対するものであり、朝鮮人をはじめとするいわゆる旧植民地出身者に対しては、何ら援護措置がとられなかった。

これは、日本国政府が、援護措置立法において、いわゆる国籍条項(戦傷病者戦没者遺族等援護法付則二項、恩給法九条三項等)を設けて日本国籍を有しない者を援護措置の対象外に置き、他方で、朝鮮人等の旧植民地出身者については、一九五一年九月八日の平和条約締結(一九五二年四月二八日発効)に伴い、一九五二年四月一九日、法務府の民事甲第四三八号民事局長通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」により、「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することになるのでこれに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住しているものを含めてすべて日本の国籍を喪失する。」として以後朝鮮人を完全な外国人として取り扱い、援護措置から除外したためである。

(3) 戦死者の遺骨収集、慰霊についても、日本人戦死者の遺骨収集、慰霊に比して、朝鮮人等旧植民地出身者の遺骨収集、慰霊は全くなおざりにされてきている。

(4) 援護法、恩給法をはじめとする戦争犠牲者に対する援護立法の性格は、その立法理由等からも明らかなように、単なる社会保障ではなく、国家のために身を捧げた者に対する「国家補償の精神」に基づくものである。しかも、それらの援護措置は予算の許す限り拡大すべきことが要請されており、実際日本人に関する限りにおいては援護措置の拡大がなされてきた。

しかるに日本は、朝鮮人も日本人であることを理由に、約二四万人の朝鮮人を軍人・軍属として、日本のために身体生命を危険に曝させ、果ては戦死、負傷させ、また約一〇万から二〇万人とも言われる朝鮮人女性を軍隊慰安婦として強制的に連行し、兵士の性欲処理の道具として屈辱的な扱いをしておきながら、戦後は彼らの日本国籍を一方的に奪い、日本人でないとして、ことごとく援護措置の対象からはずしてきたのである。

(三) 以上のとおり、国は、国家補償の観点から、援護法を公布・施行して障害年金や障害一時金による援護を行うごととし、さらに軍人恩給を復活させたが、同時に国籍条項・戸籍条項を設け、原告らを補償の対象外に置き放置した。

しかしながら、仮に右国籍条項・戸籍条項を前提とした場合においても、補償が単なる恩恵としてではなく、正義公平の見地からその受けた犠牲に対する調節として認められるものであり、正義公平の原理が憲法上の原理から承認されるものとするならば、補償に関する明文の規定が欠けているからといって、直ちに補償が否定されるべきではない。むしろ、法の欠缺を条理で補い、正義公平の理念を貫徹することが、憲法上の原理に合致する。

まして、原告らが軍人・軍属としてあるいは軍隊慰安婦として従事させられた戦争は、原告らの祖国を植民地として併合した当時の日本により行われたのであり、アジアに対する侵略戦争であって、原告らは強制的に狩り出され、やむなく従事させられていたものである。

原告ら軍人にとっては、軍隊内、特に内務班での不合理ないやがらせ、暴行を受けつつ、不合理な命令に服従する精神を徹底的にたたき込まれ、日本人以上に「皇民化」しようと考えられ、その揚げ句に原告らの祖国のためでもなく戦死傷させられたのである。

また原告ら軍属にとっては、敵軍の攻撃や現地軍の抵抗にさらされるため極めて危険が多く、民間人の労働力によって遂行し得ない戦場に強制的に(あるいは欺罔によって)送られ、人間性を維持しがたい劣悪な衣食住労働環境の下で逃げることも不可能なままに強制労働させられ、丸腰のまま敵襲にさらされて死亡し、あるいは生涯のこる傷害を負うに至ったのである。

さらに原告ら軍隊慰安婦に至っては、国・軍の計画的、積極的関与のもとに、暴力的に狩り集められあるいは欺罔によって、日本軍のいる危険な戦闘地域にまで送り込まれ、性欲処理の道具としてのみ管理され、人間としての存在を抹殺され消耗品として扱われ、戦況が悪化するや、置き去りにされ、殺されそうにされたわけで、このような非人間的扱いに対し何の補償もされないのは、正義公平の見地から到底許されるべきことではなく、まさに条理上からその補償請求は認められるべきである。

以上より、これら原告らが被った生命・身体に関する損失は、日本民族たる「国民」が受忍しなければならない損失とは、異質の特別の犠牲なのである。このような特別の損失に対する補償請求を、立法の欠缺を理由に排斥することは、正義公平の原理に著しく反するものと断ぜざるを得ないものであり、条理上からして、肯定されるべきことは明らかである。

四 補償金額

以上のとおり、各原告の蒙った民族的迫害による苦痛と苦しきは計り知れないものがある。民族的迫害として、国を奪われて植民地とされ、土地と食糧を奪われて貧窮の生活を

強いられ、民族文化と言語を奪われて皇民化教育を強いられ、誇りにしていた一族の姓も日本人的名前に変えさせられ、揚げ句は、日本の侵略戦争という原告らからすれば他民族の「不正義」の戦いに従事を強制されたのである。そして、この戦争において死亡し、負傷し、精神的肉体的にズタズタにされても戦後の日本は自国民のことをのみ考えて、原告らに対し何の誠意も示さなかった。そのため、原告らは戦後もそれぞれ経済的にも苦難に陥り、苛酷な生活を余儀なくされた。被告国によって受けた原告らのこのような耐え難い苦痛を慰謝するために金銭評価は極めて困難であるが、その補償をするために金二〇〇〇万円を下ることはない。

五 本訴提起の契機

本件訴訟において、原告らが求める補償請求の内容について、被告国は争うべきではないし、また、争うことができないものである。

すなわち、カイロ宣言は「前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」と声明し、これを受けてポツダム宣言は、「カイロ宣言の条項は履行せられるべく」として、日本のアジアに対する侵略の原状回復責任を要求した。このポツダム宣言を一九四五年八月一五日被告国は受諾したのである。これによって、被告国は、「朝鮮の人民」を「奴隷状態」に陥れた行為が「人道に対する罪」に該当すること、その「奴隷状態」からの原状回復義務を履行しなければならないことを国家として世界に向かって公約したのである。これが日本としての戦後の出発点なのである。

さらに、戦後制定された日本国憲法はこれを受けて前文において、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去」する努力をうたっている。日本国憲法で被告国は軍国主義時代の「不正義」である「専制と隷従、圧迫と偏狭」という行為による被害すなわち「人道に対する罪」に該当する被害に対し、反省・謝罪し、かつ、被害の回復(補償)の義務の履行を果たすことを宣言したのである。

従って、戦後日本の出発点であるポツダム宣言受諾時から、被告国は本件原告らに対し補償をなすべき義務についてはこれを認めているのであって、本件訴訟において、被告国はこれを争うことはできないのである。しかしながら被告国は、戦後、自らの責任を誠意をもって履行せず、原告らの被害を放置してきたのは新たな権利侵害というべき「不正義」であった。

この二重の「不正義」によって、原告らの被害と苦痛は計り知れないものである。原告らは、韓国における「太平洋戦争犠牲者遺族会」の会員であり、同様の無数の被害者の代表的存在として原告となった。これらの原告の「恨み」に対し日本政府は早急な対策をとらなければならない。

この点で、一九九〇年五月、韓国の盧泰愚大統領訪日時に、天皇は「我が国によってもたらされたこの不幸な時期に、貴国の人々が味われた苦しみを思い、私は痛惜の

念を禁じえません」と述べ、海部首相(当時)も、「過去の一時期、朝鮮半島の方々が我が国の行為により耐え難い苦しみと悲しみを体験されたことについて、謙虚に反省し、率直におわびの気持ちを申し述べたい」と発言した。つまり、ここにおいても、被告国が過去において原告らに対し犯した「不正義」についてはこれを認め謝罪したのである。

これらの被告国の対応が真摯なものであるなら、被告国は本件訴訟の請求原因はこれを認諾し、早期に補償を実現すべく誠実な対応を示すべきであろう。戦後すでに四十六年が経過し、原告らのうち、生存被害者はもはや老齢である。一刻も早く、根本的解決が実現することを願い本訴に及んだ次第である。

立 証 方 法

口頭弁論において提出する。

添 付 書 類

一、訴訟委任状

三五通

一九九一年一月六日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 高 木 健 一

同 幣 原 廣

同 福 島 瑞 穂

同 山 本 宜 成

同 梁 文 洙

同 渡 辺 智 子

同 林 和 男

東京地方裁判所 御中

当 事 者 目 録

大韓民国ソウル特別市冠岳区奉天面三洞一〇〇〇一六

原告

朴 七 封

大韓民国ソウル特別市中区万里洞一街五七一二九号
原告 金 載 鳳

大韓民国ソウル特別市瑞草区盤浦三洞一四五一一
アパート韓信タウンA一〇二〇二号
原告 金 惠 淑

大韓民国ソウル特別市恩平区鷹岩洞二四七一二九
原告 金 泰 仙

大韓民国忠清南道唐津郡牛江面細柳里三七〇
原告 趙 鍾 萬

大チエポ韓民国慶尚北道英陽郡首比面癸里里四六三
原告 裴 在 鳳

大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草洞一六五八一一二
原告 金 判 永

大韓民国京畿道河南市泉峴洞三六六
原告 丁 起 夏

大韓民国光州直轄市北区雲岩洞四一二一一四
原告 李 良 順

大韓民国京畿道安養市石水三洞六一六大平ビルマ棟三〇二
原告 鄭 瑛 永

アメリカ合衆国オハイオ州ウェストレイク市セトラーズ
リザーブウェイ一八六三
(1863 Settlers Reserve Way, West Lake, Ohio 44145, U.S.A.)
原告 鄭 淑 姐

大韓民国京畿道利川郡大月面君養里山一〇番地
原告 朴 柄 瓚

大韓民国全羅南道光陽郡津月面烏沙里沙平洞中央敬老堂二六一
原告 李 永 桓

大韓民国全羅北道淳昌郡東漢面新興里六一〇一一一
原告 金 鍾 大

大韓民国釜山直轄市海雲台区佑洞山七八二二九
原告 安 相 浩

大韓民国全羅北道高激郡星松面茂松里四二四
原告 崔 金 順

大韓民国全羅北道淳昌郡赤城面内月里七九〇番
原告 申 成 雨

大韓民国慶尚南道蔚山市方魚洞一四四一一八

原告 趙 武 雄
大韓民国ソウル特別市銅雀区新大方二洞四九八一四六

原告 李 種 鎮
大韓民国慶尚南道梁山郡機張面竹城里三三〇番

原告 金 堯 攝
大韓民国全羅南道寶城郡会泉面全日里三二〇番

原告 文 炳 煥
大韓民国ソウル特別市鍾路区崇仁洞六五-六

原告 朴 鍾 元
大韓民国京畿道漢金市金谷二三五

原告 高 允 錫
大韓民国全羅北道金堤郡進鳳面深浦里一〇九三

原告 李 潤 宰
大韓民国全羅南道和順郡和順邑大里四区一〇七-二

原告 韓 文 洙
大韓民国ソウル特別市冠岳区奉天六洞}00一三六七号

原告 金 容 琪
大韓民国忠清南道洪城郡廣川邑新津洞四〇一-一五

原告 朴 壬 善
大韓民国ソウル特別市江東区城内洞
ヘバラギアパートニニ棟三〇二号

原告 吳 壬 順
大韓民国全羅北道全州市德津区麟后洞一街五九二番二四号

原告 成 興 植
大韓民国慶尚北道英陽郡英陽邑西部一里二五四-一八

原告 姜 仁 昌
大韓民国大邱直轄市西区内唐二洞一〇〇九-一五

原告 徐 正 福
大韓民国慶尚南道居昌郡居昌邑中央里一三一-九

原告 韓 永 龍
大韓民国ソウル特別市龍山区漢江路二街三九〇-一
龍月ビルディング四〇-一

原告 A
大韓民国ソウル特別市龍山区漢江路二街三九〇-一
龍月ビルディング四〇-一

原告 B

大韓民国ソウル特別市鍾路区忠信洞一番地七三号三統六班

原告 金 学 順

〒一〇二 東京都千代田区麹町一一六 DIK 麹町ビル九〇四号

第二東京弁護士会所属 電話〇三(三二三七) 七五〇一

右原告ら訴訟代理人

弁護士 高 木 健 一

〒一〇四 東京都中央区銀座五一一一五一一八第八金井ビル四階

第二東京弁護士会所属 電話〇三(三五四五) 二一五一

同 幣 原 廣

〒一〇一 東京都千代田区神田錦町一一一六神田錦町ビル三階

第二東京弁護士会所属 電話〇三(三二九一)〇八〇九

同 福 島 瑞 穂

〒三三六 埼玉県浦和市常磐三一一八一一七 第一ビル四階

埼玉弁護士会所属 電話〇四八(八三一) 四一七四

同 山 本 宜 成

〒一六〇 東京都新宿区四谷三一三 エスパスコンセール七〇一

第二東京弁護士会所属 電話〇三(三三五九) 八八三一

同 梁 文 洙

〒二三一 神奈川県横浜市中区蓬莱町二一六一七 平和不動産ビル三階

横浜弁護士会所属 電話〇四五(二五一) 二四二五

同 渡 辺 智 子

〒一三〇 東京都墨田区江東橋三一九一七 国宝ビル六階

第二東京弁護士会所属 電話〇三(三六三四) 五三一

同 林 和 男

〒一〇〇 東京都千代田区霞が関一

被告 国

右代表者 法務大臣 田 原 隆